

潟上市 自殺対策計画

第2期

～ 誰も自殺に追い込まれることのない
潟上市の実現を目指して～



令和6年3月

潟上市



「誰も自殺に追い込まれる ことのない潟上市」を目指して

我が国の自殺対策は、平成18年10月に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」と認識されがちであった自殺は、広く「社会の問題」として認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数は徐々に減少してきました。しかし、依然として全国の自殺者数は、年間2万人を超える高い水準で推移しています。

このような中、平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、すべての都道府県及び区市町村に自殺を防ぐための計画策定が義務付けられました。本市でも平成31年に「潟上市自殺対策計画（以下、「前計画」という。）」を策定し、心の病気に関する正しい知識の普及啓発活動やメンタルヘルスサポーターの人材育成など自殺対策事業に取り組んでまいりました。前計画期間が令和5年度をもって終了となることから、これまでの取組について評価や検証を行い、社会情勢の変化などを踏まえた総合的な自殺対策を推進するため、このたび「潟上市自殺対策計画（第2期）」を策定いたしました。

本計画では、「生きることの包括的な支援」と位置づけられた自殺対策を効果的に推進していくために、自殺対策の取組を全庁的に展開するとともに、国や県をはじめ関係する様々な分野の機関や団体と連携を図りながら、引き続き、自殺対策を推進してまいりますので、市民の皆様、関係者の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、アンケート調査にご協力いただいた市民の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました潟上市自殺対策検討委員会の委員の皆様や関係者各位に心より感謝申し上げます。

令和6年3月
潟上市長 鈴木雄大

目次
CONTENTS

第1章	計画策定に当たって	1
1	計画策定の趣旨	2
2	計画の位置付け	3
3	計画期間	4
4	計画の数値目標	4
第2章	潟上市における自殺の現状	5
1	はじめに	6
2	潟上市の主な自殺の特徴	7
3	統計データからみる潟上市の現状	8
(1)	自殺者数・自殺死亡率	8
(2)	年代別自殺状況	10
(3)	原因・動機別自殺状況	11
(4)	職業別自殺状況	11
(5)	同居人有無別自殺状況	12
(6)	未遂歴別自殺状況	12
(7)	潟上市健康づくり計画に係る市民アンケートの調査結果（抜粋）	13～20
第3章	第1期計画の主な取組と評価	21～28
第4章	いのちを支える自殺対策における取組	29
1	基本施策	30
基本施策1	地域における連携・ネットワークの強化	30
基本施策2	自殺対策を支える人材の育成	32
基本施策3	市民への啓発と周知	34
基本施策4	生きることの促進要因への支援	36
基本施策5	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	40
2	重点施策	41
重点施策1	高齢者への対策	41
重点施策2	生活困窮者への対策	45
重点施策3	勤務・経営に関する対策	47
3	生きる支援関連施策	48
第5章	自殺対策の推進体制等	57
1	推進体制	58
2	進行管理（PDCAサイクル）	59
第6章	資料編	61
1	自殺対策基本法	62
2	潟上市自殺対策計画検討委員会 委員名簿	67
3	用語説明	68～70

第 1 章

計画策定に当たって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画期間
- 4 計画の数値目標



1

計画策定の趣旨

自殺は、その多くが追い込まれた末の死と言われていています。自殺の背景には、心の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など、様々な社会的要因があり、自殺対策は地域の様々な課題にきめ細かく取り組むことが必要です。

我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定され、大きく前進しました。それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げています。

平成28年の改正自殺対策基本法において、すべての区市町村に「地域自殺対策計画」の策定が義務付けられたことから、潟上市（以下「本市」という。）でも平成31年3月に「潟上市自殺対策計画」（以下「前計画」という。）を策定し、実行してきました。この度、前計画から5年経過したことから「潟上市自殺対策計画第2期」（以下「本計画」という。）を策定しました。

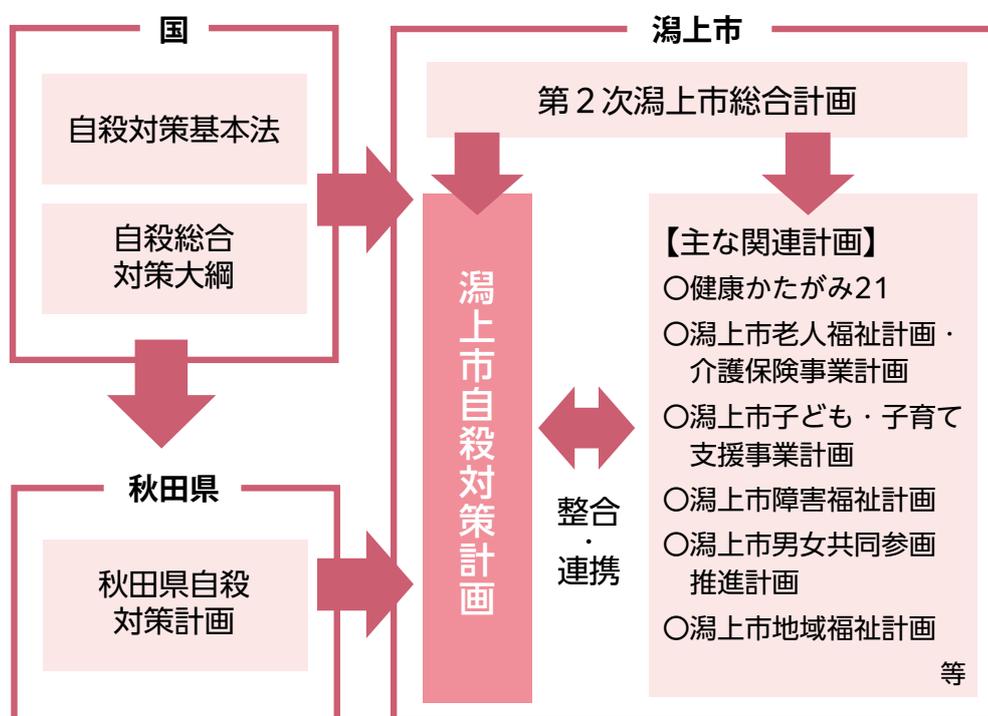
本計画の実行を通して、前計画の基本理念を引き継ぎ「誰も自殺に追い込まれることのない潟上市」の実現を目指します。

2 計画の位置付け

本計画は、市の自殺対策を推進していくための総合的な計画で、「自殺対策基本法」第13条第2項の規定による市町村計画であり、「自殺対策基本法」「自殺総合対策大綱」「秋田県自殺対策計画」に対応するものです。

また、市のあらゆる分野のまちづくりの方向性を定めた「第2次潟上市総合計画」を基とし、市健康づくり計画「健康かたがみ21」との整合を図り、自殺対策に関連する本市の各種計画と連携した計画です。

【諸計画の関係】



3 計画期間

本計画の期間は、2024（令和6）年度から2029（令和11）年度までの6年間とします。

年度	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)	2029 (令和11)	2030 (令和12)	2031 (令和13)	2032 (令和14)	2033 (令和15)	2034 (令和16)	2035 (令和17)
計画名等													
潟上市自殺対策計画	策定	→						→					

※関連計画において、特に自殺と関連が深い心の健康について、施策・目標等が設定されている、潟上市健康づくり計画「健康かたがみ21」と一体的な取組を推進します。

4 計画の数値目標

自殺総合対策大綱の数値目標は、自殺率を平成27年と比べて令和8年（人口動態統計の令和7年実績値を対象とする）までに30%以上減少させることとしています。

国 自殺死亡率 平成27年 18.5 → 令和8年 13.0以下

県 自殺死亡率 平成27年 25.7 → 令和9年 16.3以下

本市では、国、秋田県の目標値及び市総合計画の目標値を勘案し、令和11年までに自殺死亡率13.2以下を目指します。

潟上市	平成27年	令和4年	令和11年 (令和10年実績値)
自殺死亡率 (人口10万対)	27.2	16.0	13.2以下
自殺者数(人)	9	5	4以下

(厚生労働省：人口動態統計)

第2章

潟上市における 自殺の現状

1 はじめに

2 潟上市の主な自殺の特徴

3 統計データからみる潟上市の現状

- (1) 自殺者数・自殺死亡率
- (2) 年代別自殺状況
- (3) 原因・動機別自殺状況
- (4) 職業別自殺状況
- (5) 同居人有無別自殺状況
- (6) 未遂歴別自殺状況
- (7) 潟上市健康づくり計画に係る市民アンケートの調査結果（抜粋）

1

はじめに

実効性のある自殺対策を推進するためには、地域の自殺の現状を正確に把握する必要があります。そのため本市では、国の自殺総合対策推進センターが各自治体の自殺の実態をまとめた「地域自殺実態プロファイル」を活用し、地域の自殺に関する現状の把握に努めました。

(1) 自殺実態の分析に当たって

本章の分析に当たっては、厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の両方を使用するとともに、自殺者数と自殺死亡率の2種類の値を参照しました（自殺死亡率とは、人口10万人当たりの自殺者数を指します）。なお、両者の統計には次のような違いがあります。

	厚生労働省「人口動態統計」	警察庁「自殺統計」
対象者	日本人のみ	外国人を含む
地域区分	住所地	発見地
計上時点	死亡時点	発見時点

項目の差異：警察庁の自殺統計は、「職業別」「原因・動機別」といった項目がありますが、厚生労働省の人口動態統計に、それらの項目はありません。

(2) 作図に用いたデータ

本章で掲載した図及び表は、それぞれ以下の統計を使用し作図したものです。

- 表1 自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2022）」
- 図1 NPO法人ライフリンク「自殺の危機経路」
- 図2、3 厚生労働省：人口動態統計
- 図4～5 警察庁：自殺統計
- 表2 警察庁：自殺統計
- 図6～8 警察庁：自殺統計

自殺総合対策推進センターが作成した、2022年の本市の自殺実態プロフィールでは、「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」に係る3つの取組が重要課題とされています。

表1：地域の主な自殺の特徴（特別集計（自殺日・住居地、平成29～令和3年合計））

	上位5区分※1	自殺者数 5年計	割合	自殺率※2 (人口10万対)	背景にある主な自殺の危機経路※3
1位	男性60歳以上 無職同居	10人	27.8%	71.6	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ） +身体疾患→自殺
2位	男性40～59歳 有職同居	6人	16.7%	34.9	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み +仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位	女性60歳以上 無職同居	5人	13.9%	21.1	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位	男性60歳以上 有職同居	4人	11.1%	40.6	①【労働者】 身体疾患+介護疲れ→ アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】 事業不振→ 借金+介護疲れ→うつ状態→自殺
5位	男性40～59歳 無職独居	3人	8.3%	1307.0	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール（2022）」

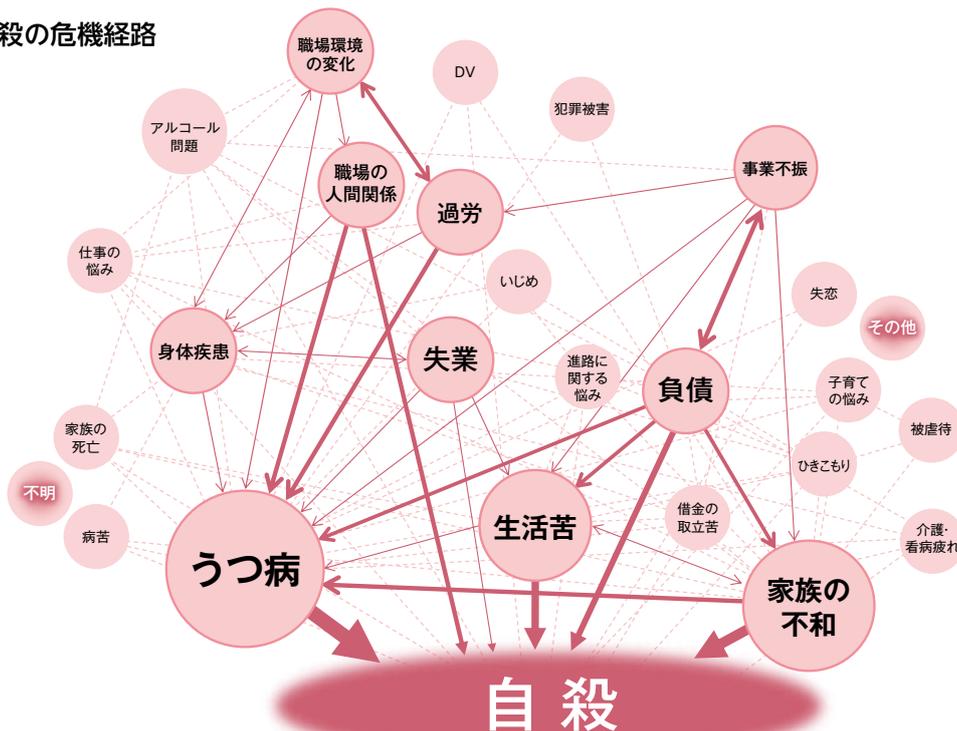
※1 順位は、自殺者数の多さに基づきます。

※2 自殺死亡率の母数（人口）は、令和2年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計しました。

※3 「背景にある主な自殺の危機経路」とは、NPO法人ライフリンクが行った500人以上の自殺で亡くなった方についての実態調査から、自殺は平均すると4つの要因が連鎖して引き起こされており（参考：図1）、それらの要因の連鎖のプロセス（「自殺の危機経路」という）は、性、年代、職業等の属性によって特徴が異なることが明らかになりました。（詳細は『自殺実態白書2013』（NPO法人ライフリンク））

上記表の「背景となった主な自殺の危機経路」の列には、それぞれのグループが抱え込みやすい要因とその連鎖のうちの主なものが記載されています。

図1：自殺の危機経路



3

統計データからみる潟上市の現状

(1) 自殺者数・自殺死亡率

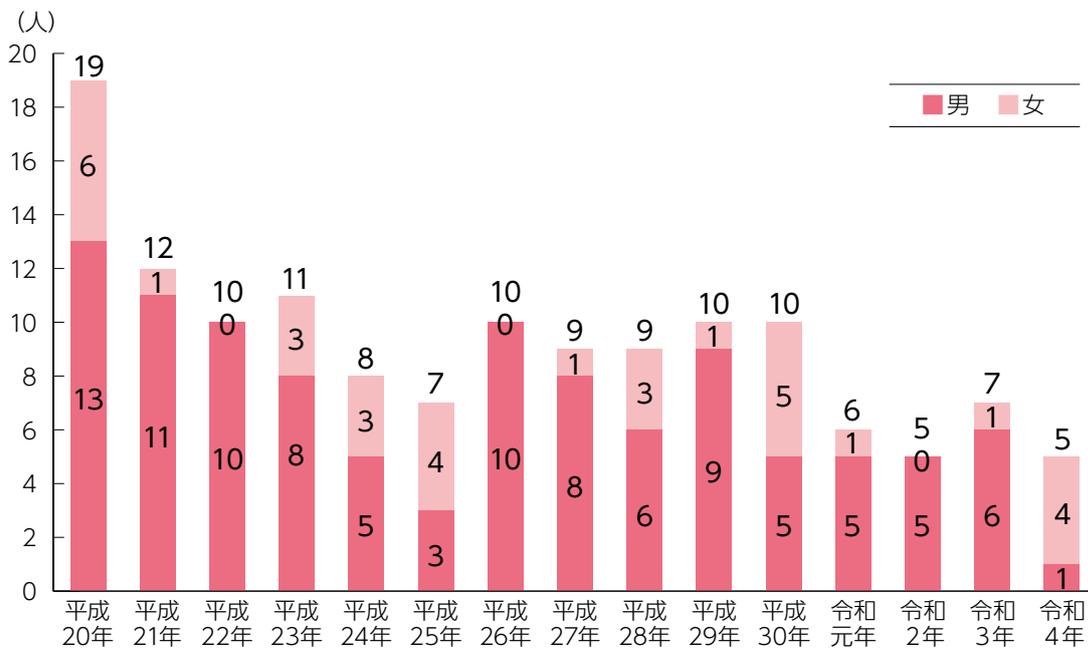
○自殺者数の推移

(厚生労働省：人口動態統計) (人)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全 国	20,465	20,031	19,425	20,243	20,291	21,252
秋田県	242	199	200	172	177	209
潟上市	10	10	6	5	7	5

図2：潟上市の自殺者数の推移

(厚生労働省：人口動態統計)



○自殺死亡率（人口10万人対）の推移

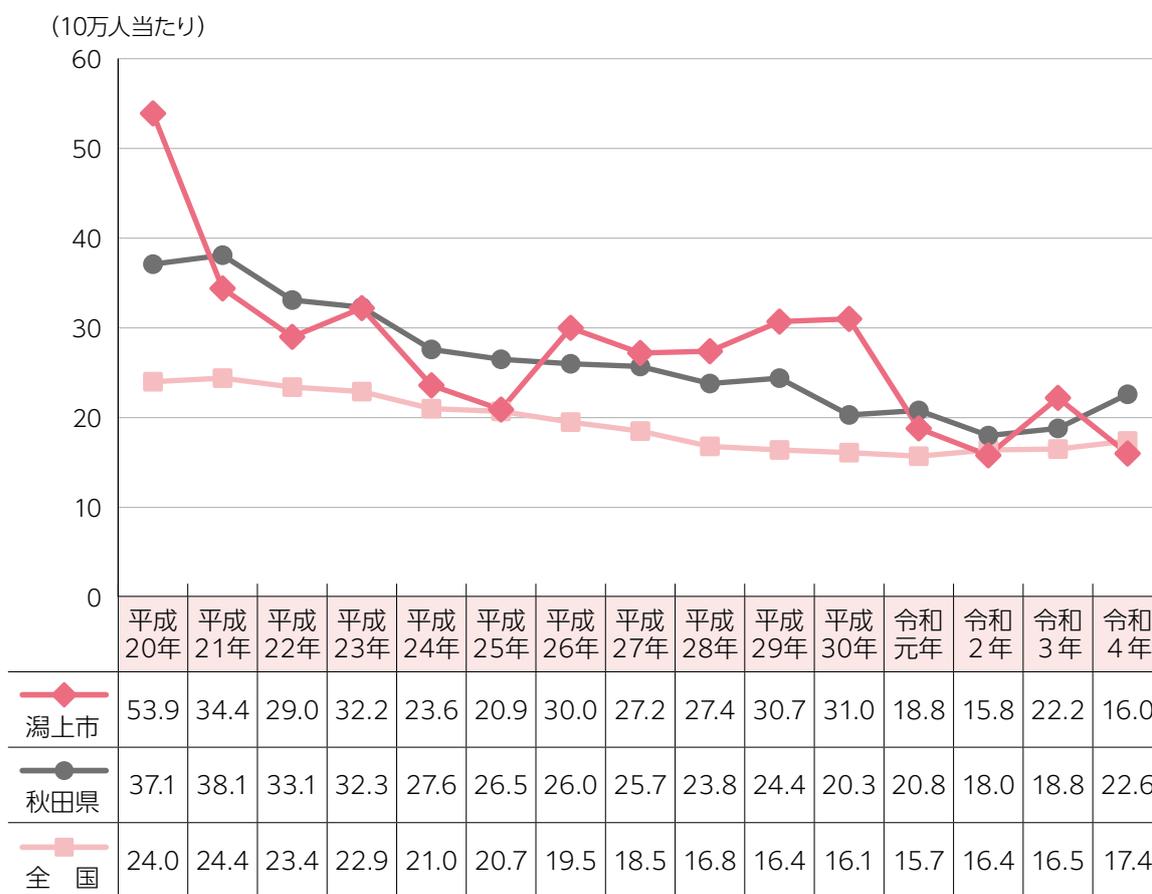
（厚生労働省：人口動態統計）

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全 国	16.4	16.1	15.7	16.4	16.5	17.4
秋田県	①24.4	④20.3	①20.8	⑩18.0	⑧18.8	①22.6
潟上市	30.7	31.0	18.8	15.8	22.2	16.0

※秋田県欄内の丸付き数字は、都道府県別全国順位を示している。

図3：自殺死亡率（人口10万人対）の推移

（厚生労働省：人口動態統計）

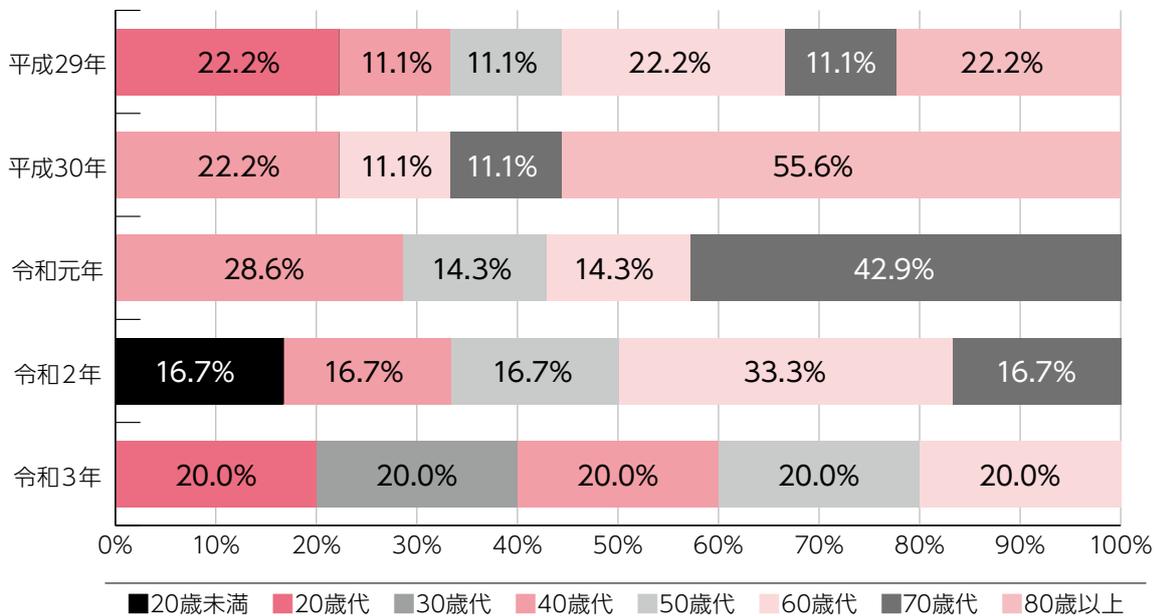


(2) 年代別自殺状況

年代別にみる自殺死亡者割合は、各年でばらつきがあります。性別・年代別の自殺死亡率では、特に高齢男性の死亡率が高い状況です。

図4：年代別自殺死亡者割合の推移

(警察庁：自殺統計)



※小数点第2位で四捨五入 ※複数回答の場合は、各設問の回答数の比率は、集計対象者に対するものであり、その合計は100%を超えることがあります。

表2：性別・年代別の自殺死亡率（平成29～令和3年平均）

(警察庁：自殺統計)

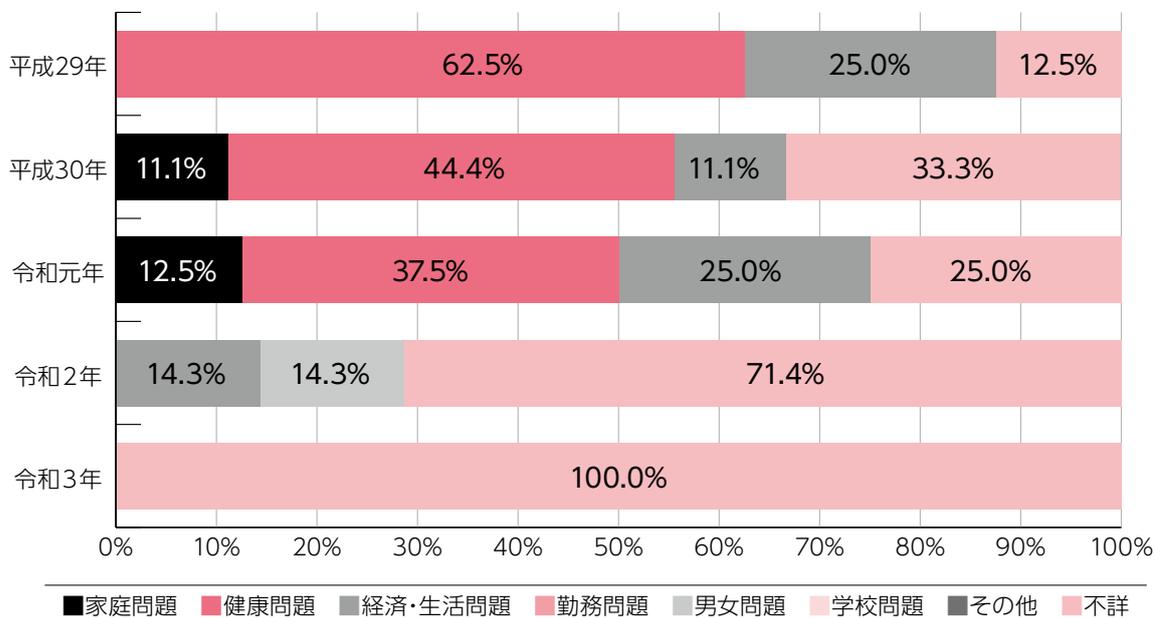
		潟上市自殺率	秋田県自殺率	全国自殺率
総数		21.8	20.5	16.2
男性		38.3	30.9	22.7
女性		6.9	11.1	10.2
男性	20歳未満	7.9	4.1	3.8
	20歳代	46.6	32.3	23.9
	30歳代	12.9	26.6	24.5
	40歳代	54.4	31.4	26.1
	50歳代	36.9	38.0	32.6
	60歳代	45.4	31.8	24.1
	70歳代	62.3	41.0	27.2
	80歳以上	55.1	53.6	34.4
女性	20歳未満	0.0	2.1	2.4
	20歳代	0.0	10.3	11.4
	30歳代	0.0	8.2	9.5
	40歳代	8.9	9.3	10.8
	50歳代	0.0	8.1	12.7
	60歳代	6.9	10.9	10.9
	70歳代	0.0	14.5	13.3
	80歳以上	35.8	20.8	13.0

(3) 原因・動機別自殺状況

原因・動機別にみる自殺者割合の推移は、以前は「健康問題」「経済・生活問題」が割合の多くを占めていましたが、年々「不詳」の割合が増えています。

図5：原因別自殺者割合の推移（平成29～令和3年）

（警察庁：自殺統計）



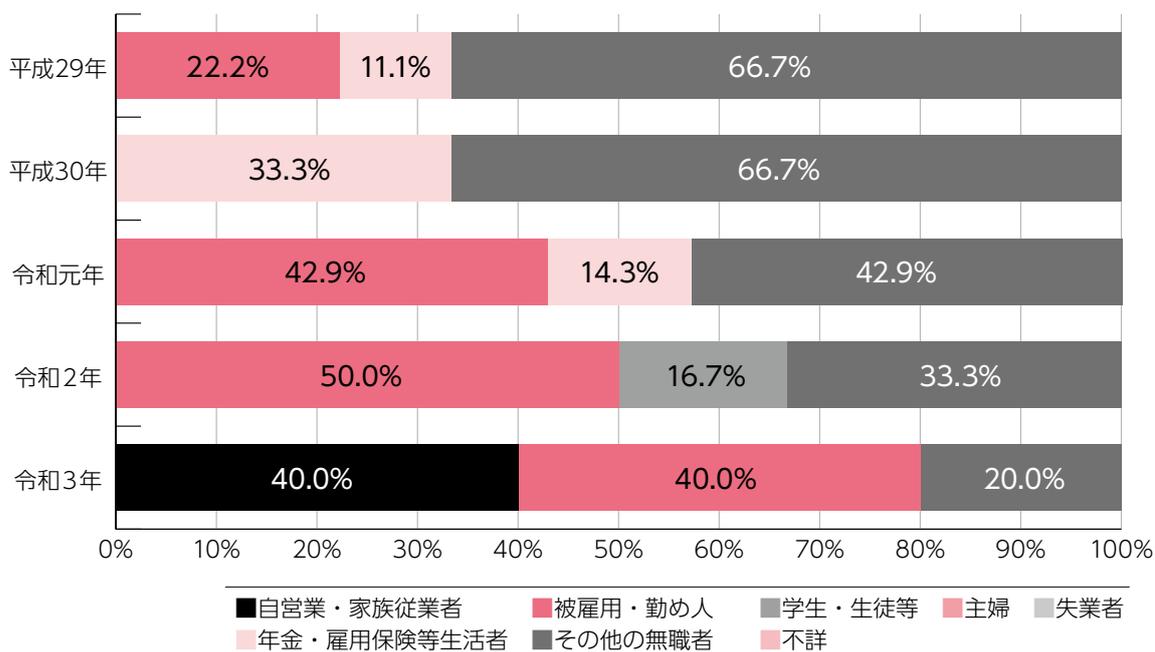
※小数点第2位で四捨五入

(4) 職業別自殺状況

職業別にみる自殺者割合は、年により変化が大きい状況です。年々「無職者」の割合が減り、「労働者」の割合が増えています。令和元年以降は労働者の割合が5割以上となっています。 ※無職者：「主婦」「失業者」「年金・雇用保険等生活者」「その他の無職者」を指す。

図6：職業別自殺者割合の推移（平成29～令和3年）

（警察庁：自殺統計）

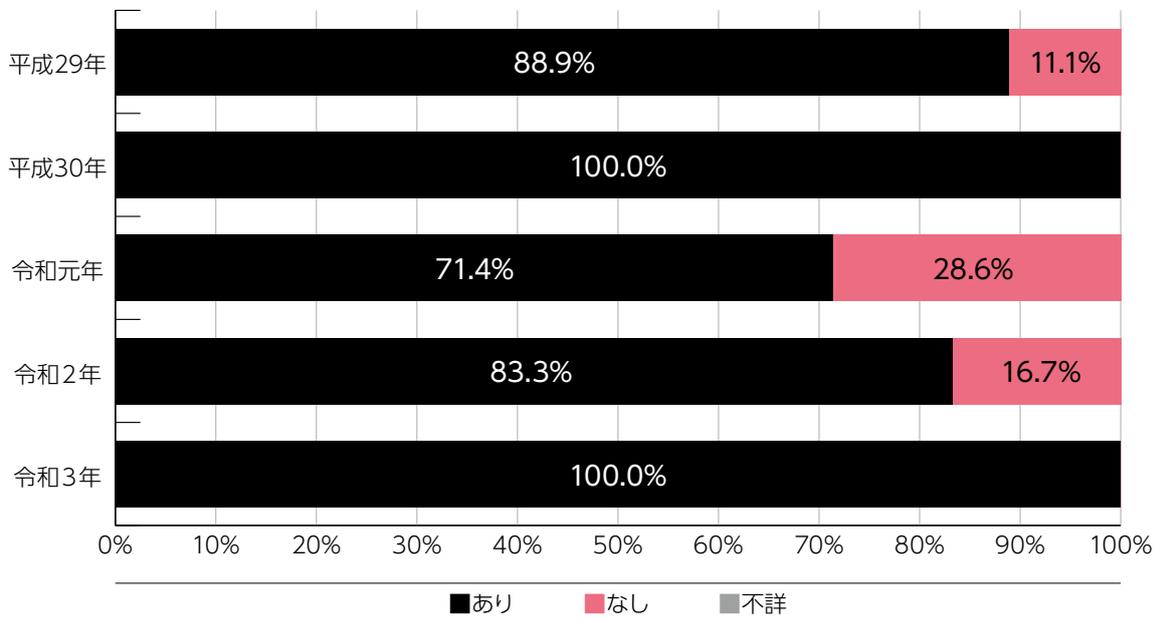


(5) 同居人有無別自殺状況

同居人有無別にみる自殺者割合の推移は、全体的に同居人「あり」の割合が多く、平成30年、令和3年は100%となっています。

図7：同居人有無別自殺者割合の推移（平成29～令和3年）

（警察庁：自殺統計）

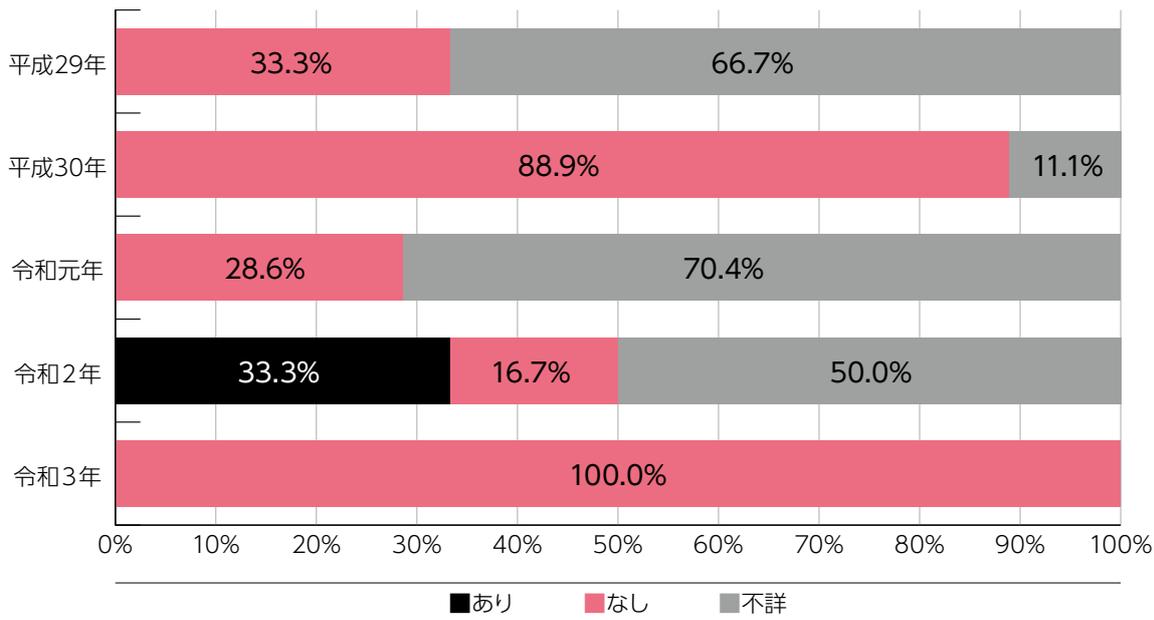


(6) 未遂歴別自殺状況

未遂歴別にみる自殺者割合の推移は、全体的に未遂歴「なし」の割合が多くなっています。

図8：未遂歴別自殺者割合の推移（平成29～令和3年）

（警察庁：自殺統計）



(7) 潟上市健康づくり計画に係る市民アンケートの調査結果（抜粋）

(1) 調査の目的

各年代の生活習慣・健康課題を把握し、「健康かたがみ21（第2期）」の最終評価の基礎資料とします。さらに、「健康かたがみ21（第3期）」計画策定に向け、これまでの健康づくり事業の効果を把握し、今後の健康づくりの推進に反映させることを目的とします。

(2) アンケート調査時期 令和5年5月

(3) 調査対象と調査方法

対 象 者		配布方法	回 収 方 法
4 歳 児	全 員 (アンケート回答者は保護者)	郵 送	市こども園在籍者は園を通じて回収を依頼し、それ以外は郵送時に同封した返信用封筒で回収
小学4年生	全 員 (アンケート回答者は保護者)	学校に 依 頼	学校に依頼
中学2年生	全 員	学校に 依 頼	学校に依頼
高校2年生相当	全 員	郵 送	郵送時に同封した返信用封筒で回収
成 人	住民基本台帳に登録されている 20歳以上85歳未満の市民から 無作為抽出された者	郵 送	郵送時に同封した返信用封筒で回収

(4) 回答数と回答率

対 象 者		調査対象人数	回 答 数	回 答 率
4 歳 児		173人	124人	71.7%
小学4年生		228人	175人	76.8%
中学2年生		210人	162人	77.1%
高校2年生相当		268人	109人	40.7%
		1,500人	568人	37.9%
成 人	20～39歳	310人	66人	21.3%
	40～59歳	512人	173人	33.8%
	60～84歳	678人	323人	47.6%
	年齢無回答		6人	
合 計		2,379人	1,138人	47.8%

(5) 集計にあたって

- 各項目の集計対象者に対する比率（%）は、小数点第2位を四捨五入しています。
- 複数回答の場合は、各設問の回答数の比率は集計対象者に対するものであり、その合計は100%を超えることがあります。

問1 睡眠から休養がとれていますか。

(%)

	幼 児	小学生	中学生	高校生	成 人
十分とれている	61.3	53.1	27.8	26.6	21.7
まあまあとれている	36.3	44.0	60.5	54.1	57.2
あまりとれていない	1.6	2.3	11.7	16.5	18.7
まったくとれていない	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6
無回答	0.8	0.6	0.0	2.8	0.9

成人では、睡眠について、「十分とれている」「まあまあとれている」が合わせて78.9%となっています。

問2 普段のあなたの平均的な睡眠時間は1日あたりどのくらいですか。 (昼寝の時間も含む)

(%)

	幼 児	小学生	中学生	高校生	成 人
5時間未満		0.0	2.5	3.7	7.9
5～6時間未満		0.0	8.6	33.9	28.3
6～7時間未満		5.7	35.8	32.1	35.0
7～8時間未満	0.8	25.7	33.3	21.1	18.3
8～9時間未満	41.1	56.6	14.8	5.5	6.3
9時間以上		12.0	4.9	0.9	2.6
9～10時間未満	33.9				
10～11時間未満	17.7				
11～12時間未満	4.8				
無回答	1.6	0.0	0.0	2.8	1.4

どの年代も平均睡眠時間が6時間以上の方が半数以上でした。成人では、5時間未満が7.9%でした。

問3 あなたは1日の中で気持ちが安らぐ時間（趣味の時間も含む）がありますか。

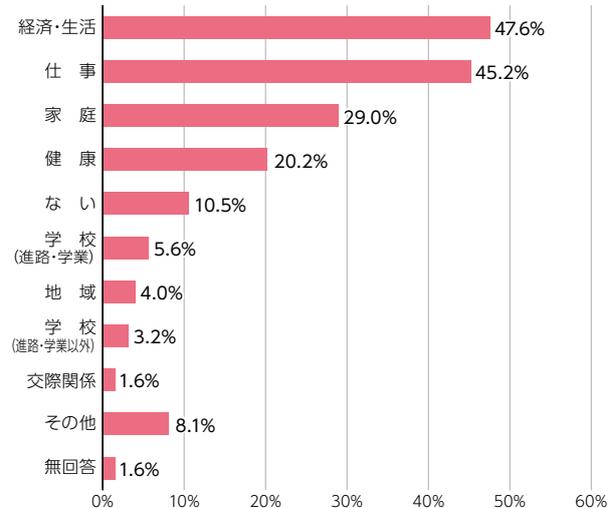
(%)

	幼 児 (記入者)	小学生 (記入者)	中学生	高校生	成 人
よくある	21.0	30.9	56.8	48.6	34.7
ときどきある	71.0	60.0	42.6	48.6	57.9
まったくない	8.1	9.1	0.6	0.0	5.3
無回答	0.0	0.0	0.0	2.8	2.1

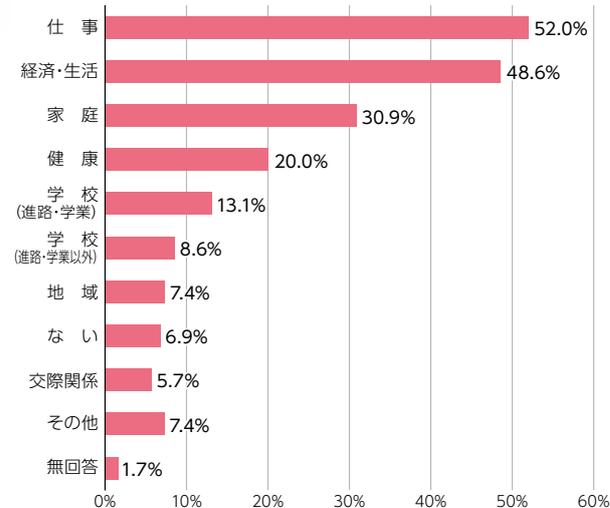
どの年代も9割以上が「よくある」「ときどきある」と回答した一方で、「まったくない」が、「幼児（記入者）」「小学生（記入者）」で1割程度でした。

問4 《あなたのストレスの原因となるものは何ですか。(複数回答)

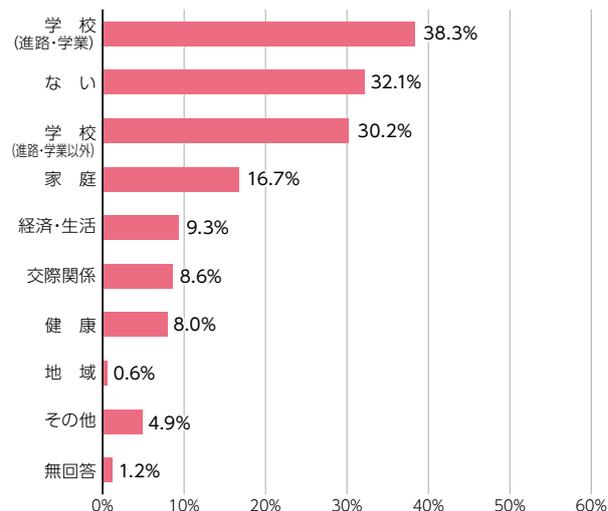
■ 幼児（記入者）



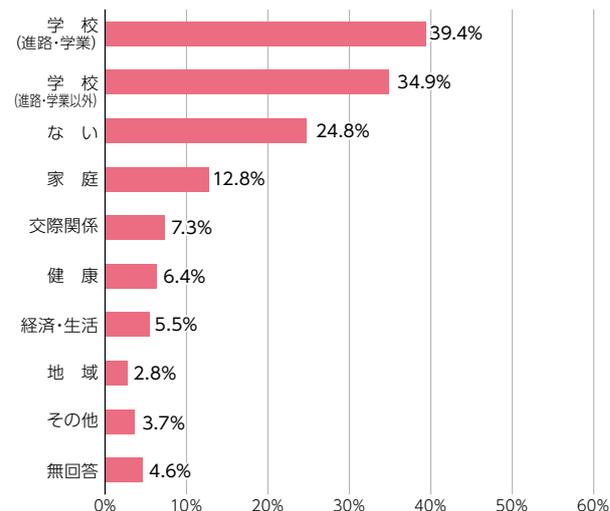
■ 小学生（記入者）



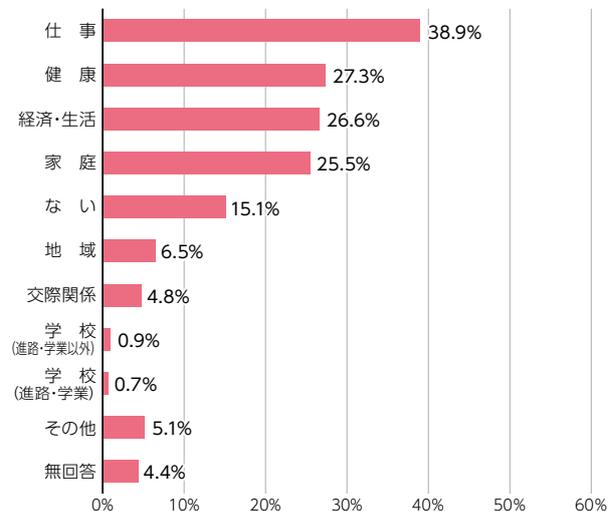
■ 中学生



■ 高校生



■ 成人



ストレスの原因は、幼児（記入者）と小学生（記入者）では、「経済・生活」「仕事」が多くそれぞれ約半数となっています。中学2年生と高校2年生は「学校（進路・学業）」が最も多く、それぞれ38.3%、39.4%となっています。成人では「仕事」が38.9%と最も多くなっています。

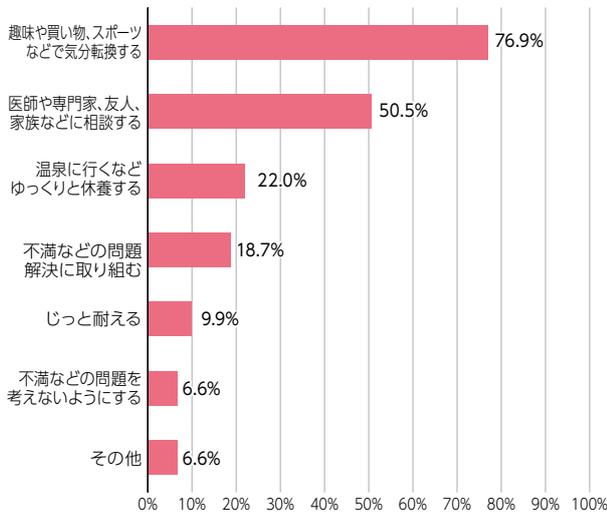
問5 ≪あなたは精神的ストレス(不満、悩み、苦勞、イライラなど)があったとき、対処方法がありますか。≫

(%)

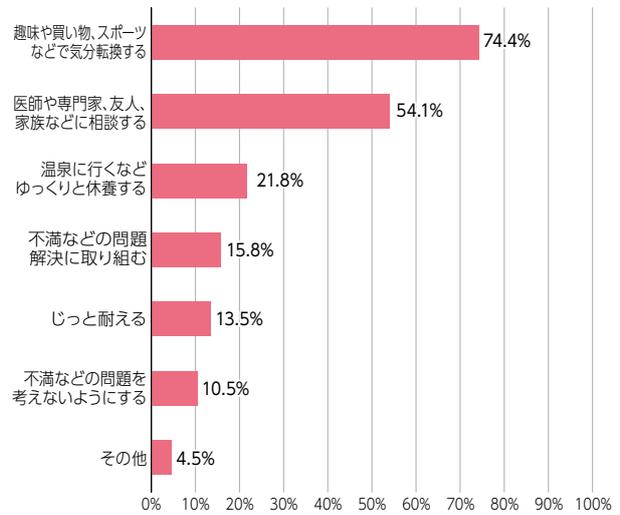
	幼児 (記入者)	小学生 (記入者)	中学生	高校生	成人
ある	73.4	76.0	67.9	69.7	58.6
ない	13.7	11.4	9.9	8.3	20.2
わからない	11.3	10.9	21.6	21.1	15.7
無回答	1.6	1.7	0.6	0.9	5.5

付問1 ≪ストレスの対処法はなんですか。(複数回答)≫ 問5で「ある」と答えた人が回答

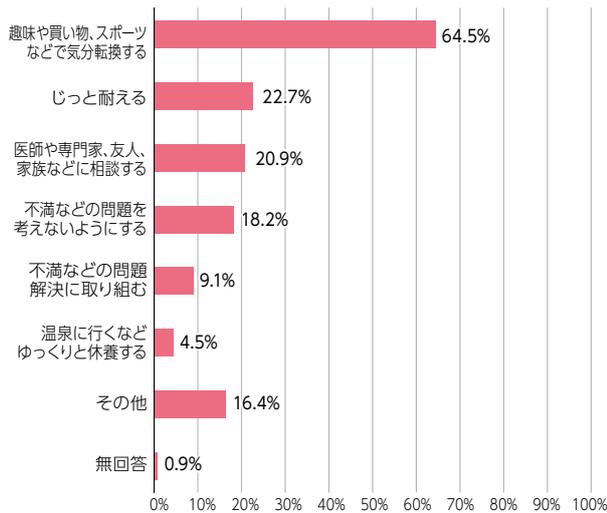
■ 幼児 (記入者)



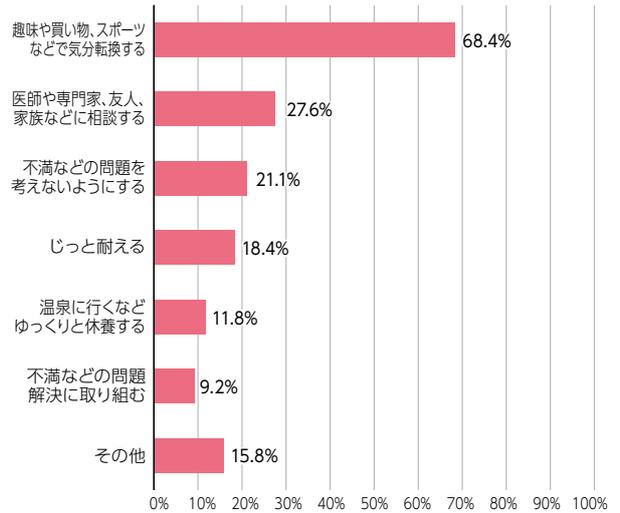
■ 小学生 (記入者)



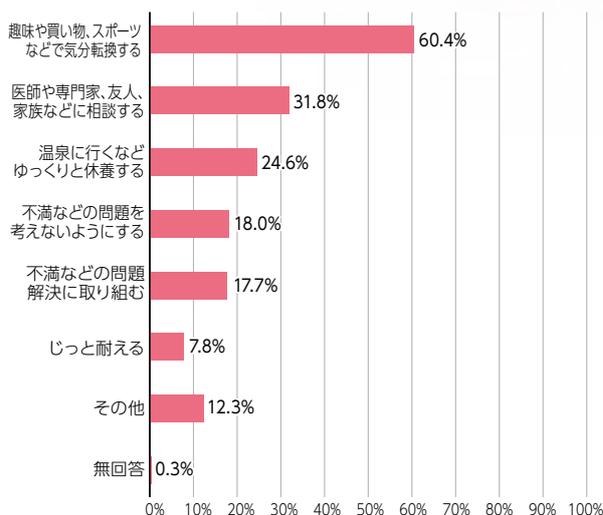
■ 中学生



■ 高校生



■ 成人



ストレスの対処法が「ある」が6割から7割程度いる一方で、「ない」または「わからない」が各年代で3割程度でした。

ストレスの対処法としては、「趣味や買い物、スポーツなどで気分転換する」が各年代で60%以上と最も多くなっています。

問6 ≪あなたは自分の悩み(子育ての悩み)や心配事を相談できる人はいますか。≫

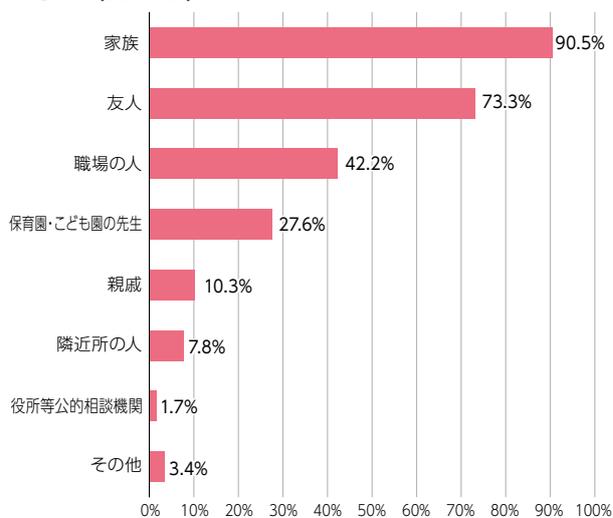
(%)

	幼児 (記入者)	小学生 (記入者)	中学生	高校生	成人
いる	93.5	93.7	86.4	86.2	78.2
いない	5.6	5.1	13.6	12.8	18.7
無回答	0.8	1.1	0.0	0.9	3.2

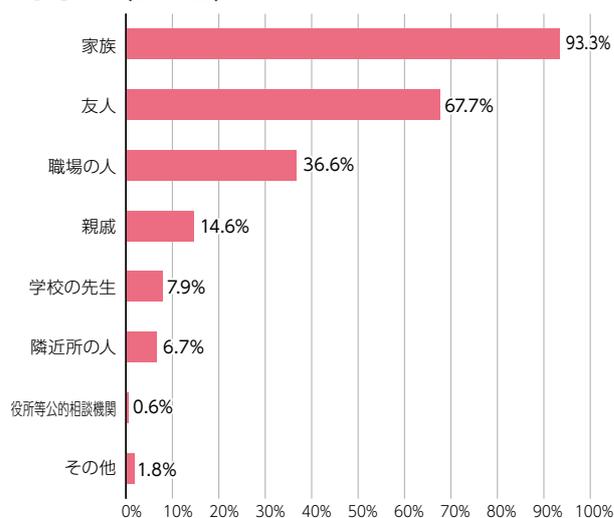
付問1 ≪相談できる人は誰ですか。(複数回答)≫

問6で「いる」と答えた人が回答

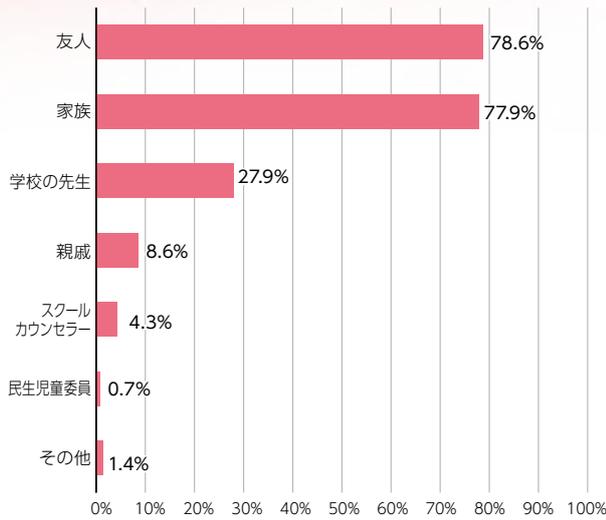
■ 幼児 (記入者)



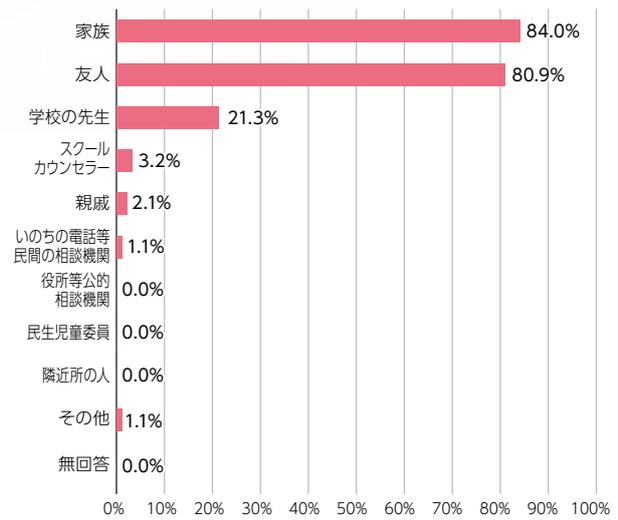
■ 小学生 (記入者)



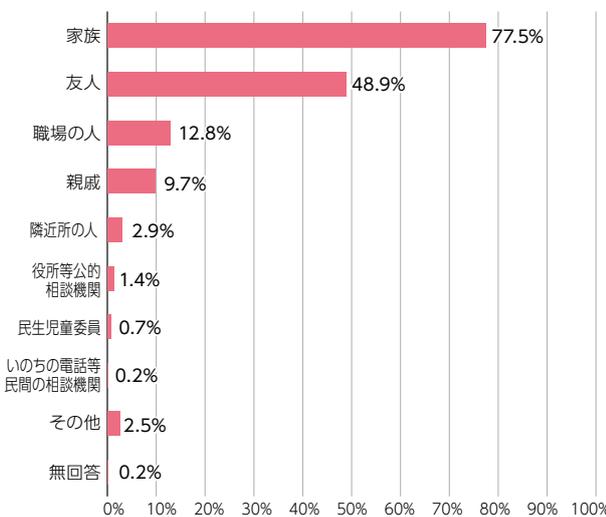
中学生



高校生



成人



付問2 》相談できない理由は何ですか。

問6で「いない」と答えた人が回答

(%)

	幼児 (記入者)	小学生 (記入者)	中学生	高校生	成人
ひとりで解決できるから	14.3	33.3	45.5	50.0	43.4
悩みや相談事を知られたくないから	0.0	0.0	50.0	28.6	27.4
相談機関がわからないから	42.9	11.1	0.0	7.1	11.3
その他	28.6	55.6	4.5	7.1	13.2
無回答	14.3	0.0	0.0	7.1	4.7

※幼児は6名分、小学生は9名分の集計。

※その他は、他の人に相談しても解決しない、恥ずかしいなど。

悩みを「相談できる相手がいる」が各年代で8割から9割程度となった一方で、「相談相手がない」は1割から2割程度でした。

また、「相談できる人は誰ですか」の問いでは、中学2年生は「友人」が78.6%と最も多く、幼児、小学生、高校2年生及び成人は「家族」が最も多くなっています。

「相談できる人がいない」と答えた方の理由として、「相談機関がわからないから」が幼児（記入者）で42.9%、小学生（記入者）で11.1%、成人で11.3%でした。

問7 ≪あなたはこころの悩みを相談できる機関を知っていますか。(複数回答)

(%)

	幼 児 (記入者)	小学生 (記入者)	中学生	高校生	成 人
こころの健康相談 統一ダイヤル	21.8	22.3	32.1	26.6	18.0
潟上市自殺予防 推進連絡協議会 (ハッピーネット)	6.5	5.1	5.6	5.5	12.5
ふきのとう ホットライン	8.1	13.1	3.7	0.0	9.9
よりそい ホットライン	10.5	9.1	18.5	20.2	9.0
無回答	67.7	64.6	53.1	58.7	65.7

1割程度の方がそれぞれの相談機関について知っているとは回答しましたが、半数以上が無回答という結果でした。

問8 ≪次のことばとその意味を知っていますか。 <成人>

(%)

	自殺予防週間 自殺対策強化月間 いのちの日 秋田県いのちの日	メンタルヘルス サポーター	こころはれはれ ゲートキーパー
知っている	31.3	19.2	5.5
聞いたことはあるが 意味は知らない	26.6	26.6	7.9
知らない	33.8	45.2	77.8
無回答	8.3	9.0	8.8

<アンケート結果のまとめ>

日常生活において、睡眠不足などの睡眠の問題が慢性化すると、肥満、高血圧、糖尿病のリスクが上昇することが明らかになっていることから、適切な睡眠を日常に取り入れられるよう、睡眠の大切さや心の健康づくりに関する正しい知識の普及・啓発を行い、心の病気予防に努めていく必要があります。

ストレスを感じた時の対処法では、中・高生では3割、成人では4割程度の方が、「対処法がない」「対処法がわからない」という回答でした。若年層への取組として、悩みを一人で抱え込まず、周りへ援助希求行動ができるよう、教育機関と連携しSOSの出し方に関する教育を推進します。

悩みや心配事の相談相手として、すべての年代で、家族や友人など、身近な人に相談する人が多くなっていました。一方で、「自分の悩みや心配事を相談できる人がいない」が1～2割となり、「相談機関がわからないから」という理由がありました。

また、成人で心の悩みを相談できる機関を1つ以上知っている方は34.4%で、65.6%の方が相談先を知らないという結果になりました。

相談機関を知ることによって、相談できる人の選択肢が広がると考えられます。悩みの中には、自分たちの力では解決できず、専門家の力が必要となるため、相談機関について、引き続き普及啓発をしていきます。

第 3 章

第 1 期計画の 主な取組と評価



<主な取組>

- 地域における連携・ネットワークの強化
- 庁内における連携・ネットワークの強化
- 特定の問題に対する連携・ネットワークの強化

<評価及び課題と今後の方向性>

潟上市自殺対策計画検討委員会を毎年開催し、委員のみなさんから市の取組への評価をいただき、次年度の事業に生かしてきました。一方で、自殺対策は単年度では評価が見えない数値も多く、評価が難しい項目もありました。

また、自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題などの様々な要因が関係しているものであり、それらに対し適切に対応するために、相談支援機関の連携を図り、ネットワークの強化を進めます。

<評価指標>

評価項目	現状値	令和5年度 (計画目標)	令和4年度 (実績)
潟上市自殺対策計画検討委員会の開催	—	1回以上/年	1回/年
潟上市自殺予防対策庁内連絡会議の開催	—	1回以上/年	0回/年

基本施策

2

自殺対策を支える人材の育成

<主な取組>

- 市役所職員を対象とする研修会
- 市民等を対象とする研修会

<評価及び課題と今後の方向性>

市民を対象として、メンタルヘルスサポーターを養成し、サポーターが研修会や普及啓発活動、サロン活動への参加等、実際に活動する機会を設けました。引き続き、自殺対策に係る人材の資質の向上を図ることが必要です。

身近な人が発する自殺のサイン（異変）に気づき、その人に声かけをし、相談機関や医療機関など必要な支援先へとつなぐ役割を担うボランティアである「心はればれゲートキーパー」の養成が全国的に進められています。これまでは、市職員を対象として研修を実施し、半数近くの職員が受講しました。

今後は、市が主催する市民向けの研修会においても、自殺対策の視点を踏まえることで、リスクを抱えた人への支援につなげていきます。

また、多くの市民が心はればれゲートキーパーになる機会が得られるように、県と協力しながら事業を進めます。

<評価指標>

評価項目	現状値	令和5年度 (計画目標)	令和4年度 (実績)
職員に向けた心はればれゲートキーパー研修等の受講率（非常勤職員は除く）	-	全職員の 70%以上	44.7%
潟上市メンタルヘルスサポーター養成講座の修了者数	109人	260人以上	235人
職員に向けた心はればれゲートキーパー研修、潟上市メンタルヘルスサポーター養成講座事後アンケートにおいて「理解できた」、「まあまあ理解できた」と回答した方の割合	-	80%以上	職員97.4% メンタルヘルス サポーター 96.2%

<主な取組>

- リーフレット等啓発グッズの作成と周知
- 市民向け講演会・イベント等の開催
- メディアを活用した啓発活動

<評価及び課題と今後の方向性>

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、講演会等の開催が難しい状況でしたが、広報への掲載や、道の駅や郵便局等にパンフレットを設置、配布するなど、自殺対策や心の健康づくりについての正しい知識の普及啓発に努めました。

また、心の健康づくりについて、誤った認識や偏見をなくし、命の危機に陥った場合には、問題を一人で抱え込まずに、誰かに援助を求めることが大切であるため、市民の理解と関心が高まるよう普及啓発活動に一層取り組みます。

<評価指標>

評価項目	現状値	令和5年度 (計画目標)	令和4年度 (実績)
自殺予防週間／自殺対策強化月間を知っている人の割合	—	1 / 3人以上 (県計画に準拠)	31.3%
メンタルヘルスサポーターまたは心はればれゲートキーパーを知っている人の割合	—	1 / 4人以上 (県計画に準拠)	21.1%
市広報への掲載回数	年2回	年2回	年2回
こころの体温計総アクセス数	1万1,195件	年1万件以上	8,442件

<主な取組>

- 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援（居場所活動含む）
- 相談体制の充実と相談窓口の情報提供
- 妊産婦・子育てをしている保護者への支援の充実
- 自殺未遂者への支援
- 遺族への支援

<評価及び課題と今後の方向性>

妊産婦への支援として、母子健康手帳を交付する際には、育児等の不安について相談できる場の周知を行い、出産後2か月がたった頃には、乳児全戸訪問事業で育児に関する精神的支援を行っています。

また、自死遺族については個人情報保護の観点から個人を特定することはできませんが、相談があった際には、傾聴し、適切な機関につなぐよう対応しています。引き続き、広報等で自死遺族の会や自死遺族専用の相談窓口の周知に努めます。

<評価指標>

評価項目	現状値	令和5年度 (計画目標)	令和4年度 (実績)
弁護士による無料困りごと相談会の相談者数	50人/年	50人以上/年	56人
乳児全戸訪問(こんにちは赤ちゃん訪問)事業の実施率	100%	100%	100%

<主な取組>

- 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進

<評価及び課題と今後の方向性>

小・中学校には各市町村で、高校には県でSOSの出し方教育を行ってきました。学校の事業の兼ね合いや日程の都合上、すべての学校で実施することはできませんでしたが、適宜、各学校と連絡調整を行いながら事業の実施に努めました。未実施校の児童生徒には、相談先の窓口や相談の方法が書かれているカードを配布しました。

この教育で、一人でも多くの児童生徒が、自身の命の大切さや家族・仲間の命の尊さに気づくとともに、ストレスへの対処方法を理解し、困難や悩みを抱えたときに、一人で抱え込まずに周囲に相談することについて学びを深めることができるよう、引き続き教育委員会等と連携を図ります。

<評価指標>

評価項目	現状値	令和5年度 (計画目標)	令和4年度 (実績)
SOSの出し方に関する教育の実施校の割合（小・中学校）	—	小学校50%以上 中学校100% (県計画に準拠)	小学校66% 中学校100%

<主な取組>

- 包括的な支援のための連携推進
- 高齢者の健康不安に対する支援
- 社会参加の強化と孤独・孤立の予防
- 介護者（支援者）への支援

<評価及び課題と今後の方向性>

本市における、過去5年間（平成29年～令和3年）の自殺死亡者のうち、過半数に当たるのが60歳代以上です。自殺死亡率を見ると、男性の全国平均が60歳代で25.1、70歳代では27.2、80歳以上では34.4であるのに対し、本市ではそれぞれ45.4、62.3、55.1と、いずれの年代においても1.5～2倍程度高くなっており、高齢男性の死亡率が顕著に高い状況です。

そのため、市のみならず、社会福祉協議会や各在宅介護支援センターと連携しながら、地域包括支援センターを運営し、相談、訪問業務、家族介護者交流事業等の実施に努めました。

高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会は、事案がないため開催しませんでした。事案発生時に開催できるよう体制整備を行いました。

高齢者の社会参加を促すために、各地区で介護予防教室を開催し、参加しやすい環境づくりに努めたほか、若い世代の認知症への理解を深めるため、認知症サポーター養成講座を各中学校で実施しました。

高齢者の自殺を防ぐには、高齢者本人を対象にした取組のみならず、高齢者を支える家族や介護者等の支援者に対する支援も必要です。高齢者への自殺対策の啓発と実践を共に強化します。

<主な取組>

- 多分野多機関のネットワークの構築とそれに基づく相談支援
- 生活困窮を抱えたハイリスク者に対する個別支援

<評価及び課題と今後の方向性>

ハイリスク者（自殺企図がある者）については、ケースワーカー等と連携し、保健師や臨床心理士が訪問や電話相談などの個別対応を行っています。医療機関との連携が必要な対象者については、受診の調整や受診の付き添い等を行い、必要な治療を受けることができるように支援しています。

生活困窮者による自殺を防ぐには、生活扶助等の経済的な支援だけでなく、就労や心身面での疾患への治療等、医療や保健等の関係者が分野の壁を越えて協働し、様々な取組を通じて包括的な支援を行います。

<主な取組>

- 健康経営の取組を推進する
- 勤務問題の理解を深め、相談先についての周知を進める

<評価及び課題と今後の方向性>

自殺対策のための相談先の周知を図るため、人と接する機会の多い市内理美容院へ相談機関一覧やパンフレットの配布、企業懇話会総会では管理職に向けた講座等を行ってきました。

自殺の背景に、必ずしも勤務問題があるとは言えませんが、配置転換や職場での人間関係などの様々な問題をきっかけに、退職や失業を余儀なくされた結果、生活困窮や多重債務、家庭内の不和等が発生し、最終的に自殺のリスクが高まるというケースも想定されます。このように、自殺へと至る過程においては、勤務問題が少なからず影響を及ぼしている可能性があると考えられます。

労働者に対して、パンフレットの配布や相談窓口の周知を直接的に行うことを課題とし、今後も市商工担当課や商工会等と連携して、必要時は専門家の相談機関を紹介するなど、情報提供に努めます。

第4章

いのちを支える 自殺対策における取組

1 基本施策

- 基本施策1 地域における連携・ネットワークの強化
- 基本施策2 自殺対策を支える人材の育成
- 基本施策3 市民への啓発と周知
- 基本施策4 生きることの促進要因への支援
- 基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

2 重点施策

- 重点施策1 高齢者への対策
- 重点施策2 生活困窮者への対策
- 重点施策3 勤務・経営に関する対策

3 生きる支援関連施策

- 基本施策・重点施策との関連事業

1 基本施策

基本施策とは、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組で、「地域における連携・ネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」「市民への啓発と周知」「生きることの促進要因への支援」「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」の5つです。

基本施策 1 地域における連携・ネットワークの強化



自殺の多くは、複数の要因が関係しているものであり、それに適切に対応するには、地域の多様な関係者が連携、協力していくことが必要であるため、関係機関の連携を図り、ネットワークの強化を進めます。

<主な取組>

(1) 地域・庁内における連携・ネットワークの強化

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
【潟上市自殺対策計画検討委員会】 市の関係機関や専門家等が集まり、自殺対策を総合的に推進するための自殺対策計画の策定や評価、協議を行います。	健康長寿課	医師会、精神科医、校長会、民生児童委員、社会福祉協議会、商工会、老人クラブ連合会、秋田地域振興局、消防署等
【潟上市自殺予防対策庁内連絡会議】 自殺対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進するため、必要時、連絡会議を開催します。	健康長寿課	各課

(2) 特定の問題に対する連携・ネットワークの強化

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
【高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会】 ネットワーク運営委員会において高齢者の自殺実態や課題、虐待や介護と自殺との関係性等について情報共有を行い、関係者間による取組の推進を図ります。	健康長寿課 (地域包括支援センター)	介護サービス関係者、医療・福祉サービス関係者、警察署員、民生児童委員
【見守りネットワーク事業】 支援を必要とする高齢者が地域で安心して生活できるよう、関係機関の連携強化を図り、問題の早期発見に努めます。	健康長寿課 (潟上市社会福祉協議会)	市民、介護サービス関係者、医療・福祉サービス関係者
【潟上市いじめ問題対策連絡協議会】 いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るために情報交換を行う連絡協議会を設置します。また、いじめの防止等の対策を実効的に行うために対策の推進、調査審議を行う委員会を設置します。	教育総務課	地域関係者等
【潟上市いじめ問題対策委員会等】 いじめの防止等の対策を実効的に行うために対策の推進、調査審議を行う委員会を設置します。	教育総務課	地域関係者等
【要保護児童対策地域協議会】 児童虐待をはじめ非行児童などの要保護児童の対策のため、関係機関がネットワークを構築して情報の共有化・連携を図り、子どもや家庭に効果的な援助を行います。	子育て応援課	
【潟上市障害者地域自立支援協議会】 障がい者とその家族が生活しやすい環境を整備するため、関係機関が連携し、安心して地域で生活できるよう支援します。	社会福祉課	



自殺リスクの高い人の早期発見と早期対応のため、身近な人が発する自殺のサイン（異変）に「気づき」、その人に「声かけ」をし、相談機関や医療機関などの必要な支援先へと「つなぐ」役割の担う人材が必要です。

県では、これまで、病気の知識を持ち、相談を傾聴したり、サロン活動を行う等の役割を担うメンタルヘルスサポーターの養成を進めてきました。今後は、より多くの県民が、自殺対策について理解を深めることができるよう、心はれればれゲートキーパーの養成を進めていきます。本市でも、県と連携し、養成を進めるほか、これまで養成された人材については、活動を主体的に行うことができるよう支援していきます。

<主な取組>

(1) 市役所職員を対象とする研修会

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
【心はれればれゲートキーパー研修】 職員及び市民がゲートキーパーの役割を担うことで、早期に問題を発見し、適切な相談窓口につなげられるように努めます。	総務課 健康長寿課	秋田県
【男女共同参画推進計画の推進】 男女共同参画推進関連研修会の中で自殺対策に言及することにより、自殺予防や自殺リスクを抱えた人への支援につながる行動等について職員の理解を深めることができるよう努めます。	企画政策課	

(2) 市民等を対象とする研修会

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
【心はればれゲートキーパー研修】(再掲) 職員及び市民がゲートキーパーの役割を担うことで、早期に問題を発見し、適切な相談窓口につなげられるように努めます。	総務課 健康長寿課	秋田県
【フォローアップ学習会】 自身のスキルアップ及び情報交換を行い、継続的な活動を支援します。 また、活動を中心となって実施していく人材を養成していきます。	健康長寿課	
【男女共同参画推進計画の推進】(再掲) 男女共同参画推進関連研修会の中で自殺対策に言及することにより、自殺予防や自殺リスクを抱えた人への支援につながる行動等について市民の理解を深めることができるよう努めます。	企画政策課	

<評価指標>

評価項目	令和4年度 (現状値)	令和11年度 (目標値)	目標値の考え方
心はればれゲートキーパー研修の受講者数(市民)	196人 (市職員)	500人	県計画に準拠
心はればれゲートキーパー研修の事後アンケートにおいて「参考になった」「まあまあ参考になった」と回答した人の割合	97.4%	90%以上	現状維持



自殺に追い込まれるという危機は誰にでも起こり得る可能性があります。危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実もあることから、市民の理解を深めるとともに、危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適切であるということが社会全体の共通認識となるよう、積極的に普及啓発活動を行っていきます。

<主な取組>

(1) リーフレット等啓発グッズの作成と周知

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
【自殺予防週間等における街頭キャンペーン活動】 自殺予防週間（9月）や自殺対策強化月間（3月）に合わせ、心の健康づくりに関するパンフレットや相談先一覧を配布します。	健康長寿課	
【市内事業所等へ心の健康づくりに関するパンフレットの配布】 パンフレットを市内事業所へ配布します。相談機関や正しい知識の普及啓発に努めます。	健康長寿課	
【自殺予防や相談先一覧についてのパンフレットの配布】 啓発用リーフレットの配布を通じて、地域の支援機関等の社会資源について住民へ周知を図ります。	健康長寿課	
【障がい者相談の手引きの活用と周知】 障がい者が適切なサービスを利用できるよう、手引きの活用と周知を図ります。	社会福祉課	
【学校図書室の活用】 学校の図書スペースを利用し、自殺予防週間等に展示や関連図書の特集を行うことで、児童生徒等に対する情報周知を図ります。	教育総務課	市内小・中学校
【成人式での啓発】 県内の相談窓口の一覧やデートDV防止啓発リーフレット等を配布し、若年層に対する相談先の周知を図ります。	健康長寿課 文化スポーツ課 企画政策課	
【DV防止事業】 DV被害の当事者に届くよう、相談や支援の窓口が開かれていることを広く周知するため、「女性に対する暴力をなくす運動」のシンボルである、パープルリボンパネル及び相談窓口記載カードを設置します。また、運動月間中に啓発記事を広報に掲載し周知を図ります。	企画政策課	

(2) 市民向け講演会・イベント等の開催

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
【ワーク・ライフ・バランスの推進】 事業所が職場のメンタルヘルス向上に積極的に取り組めるよう、ワーク・ライフ・バランスについて企業懇話会の機会を捉えて普及啓発に取り組みます。	企画政策課	
【漏上市企業懇話会における相談先等の普及啓発】 総会等において、企業の経営者へ各種リーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ります。	商工観光振興課	

(3) メディアを活用した啓発活動

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
【市広報への「心の健康づくりガイド」の掲載】 自殺予防週間(9月)、自殺対策強化月間(3月)に自殺予防対策に関する記事を掲載し、市民に広く周知します。	企画政策課 健康長寿課	
【こころの体温計】 携帯電話やスマートフォン、インターネットを使って、気軽に自分や身近な方の心の健康状態を確認できる環境を整備します。また、結果画面に市及び秋田県等の相談窓口を表示させることで、相談窓口の周知を行います。	健康長寿課	

<評価指標>

評価項目	令和4年度 (現状値)	令和11年度 (目標値)	目標値の考え方
自殺予防週間／自殺対策強化月間を知っている人の割合	31.3%	2 / 3以上	県計画に準拠
メンタルヘルスサポーターまたは心はればれゲートキーパーを知っている人の割合	21.1%	1 / 3以上	県計画に準拠
市広報への掲載回数	年2回	年2回	現状維持



自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることの促進要因」よりも、「生きることの阻害要因」が上回った時です。そのため「生きることの阻害要因」を減らすための取組のみならず、「生きることの促進要因」を増やすための取組を合わせて行うことによって、自殺リスクを低下させる必要があります。

<主な取組>

(1) 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援（居場所活動含む）

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
【臨床心理士と保健師によるこころの健康相談会】 様々な悩みに対し、解決の糸口を見つけるための対面式相談を行います。	健康長寿課	
【ハッピーネットによるお茶っこサロン】 高齢者の閉じこもり予防のため、誰でも気軽に参加できるサロンを開催します。	健康長寿課	潟上市自殺予防 推進連絡会 （ハッピーネット）
【メンタルヘルスサポーターによるサロン活動の推進】 地域において、誰でも気軽に参加できるサロンを開催できるように、関係団体と調整・検討を図ります。	健康長寿課	メンタルヘルスサポーター等
【福祉座談会】 自治会や民生児童委員・福祉団体・地域住民等が密接な連携を図り、各地域で座談会を開催することで地域課題の早期発見や、問題を抱えている高齢者について情報共有を行います。	健康長寿課 （潟上市社会福祉協議会）	
【ひきこもり相談】 社会的自立に困難を抱える若者とその家族への支援体制を強化し、関係機関と連携を図ることにより、自殺リスクの軽減に努めます。	社会福祉課	
【居場所としての公共施設】 市民センターや図書館など誰でも来館することができ、居場所としての支援を図ります。	文化 スポーツ課	

(2) 相談体制の充実と支援策・相談窓口の情報提供

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
<p>【納税相談】 病気や失業などやむを得ない理由で納税が困難な市民の生活状況を聞き取り納税方法などの相談に応じるほか、相談過程の中で、経済問題などの相談を受けた場合は適切な関係機関へつなぎます。 また、納税相談窓口にご支援事業が記載されたリーフレットを備え付けます。</p>	税務課	
<p>【消費生活問題対策事業】 消費生活センターを開設し、相談員を配置することにより、市民が抱えている消費者トラブル等の不安や悩みを早期に解決し、安心した生活を送れるよう支援するとともに、そうしたトラブルを未然に防ぐため、あらゆる機会を活用し情報提供を行います。</p>	地域づくり課	国民生活センター、 秋田県生活センター、 秋田県、警察等
<p>【民生児童委員による訪問・相談活動】 地域を見守るとともに地域住民の身近な相談相手として、適切な専門機関につなぎます。</p>	社会福祉課	民生児童委員
<p>【高齢者心配事相談所事業】 高齢者の相談窓口を設けることで、相談をきっかけに問題や課題を把握し、必要な支援策や適切な専門機関につなぎます。</p>	健康長寿課 (潟上市社会福祉協議会)	
<p>【弁護士による困りごと相談会】 経済問題や生活・家庭問題などの相談に対し、専門的な知識を持つ弁護士が相談を実施することで、問題解決への糸口になるよう支援します。</p>	健康長寿課	秋田弁護士会
<p>【ハッピーネットによる心の電話相談事業】 心の悩み、金銭問題、家庭問題などの相談に対し傾聴するとともに、必要時は適切な専門機関につなぎます。</p>	健康長寿課	潟上市自殺予防 推進連絡会 (ハッピーネット)
<p>【庁内相談窓口の充実・相談場所の周知】 庁内（市役所）等で相談事業を実施するあらゆる場においても、市等で実施する相談事業が把握できるような周知及び体制づくりに取り組めます。</p>	健康長寿課 関係各課	関係団体等

(3) 妊産婦・子育てをしている保護者への支援の充実

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
【プレパパ・プレママ教室】 妊婦とその夫が妊娠・出産・育児に関する知識を習得し、育児への意識の向上を図るとともに、交流の場を提供し、不安の解消及び孤立を予防できるよう支援します。	子育て応援課	
【乳児全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）事業】 全戸訪問により子どもの発達や育児状況、生活状況を確認することで、支援が必要な家庭を把握し、適切な支援につなぎます。また、医療機関との連携を図り、産後うつ等の早期発見に努めます。	子育て応援課	
【地域子育て支援拠点事業】 周囲に親類・知人がいない保護者が子育てに孤独感を抱かないよう、保護者が集まり交流できる場を設け、情報交換や子育てに関する相談業務を行います。	子育て応援課	
【子育て支援短期入所利用事業】 保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童を一定期間児童福祉施設等において養育・保護することにより、児童及びその家庭の福祉向上を図ります。	子育て応援課	

(4) 自殺未遂者への支援

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
【自殺未遂者支援会議への参加】 秋田中央保健所が開催する自殺未遂者支援関係者会議へ参加・協議し、管内市町村関係者や医療機関、警察、消防、保健所等との緊密な連携体制の下で、切れ目のない包括的な支援を行うことにより、リスクの軽減に努めます。	健康長寿課	秋田中央保健所、 五城目警察署、 男鹿地区消防署、 湖東地区消防署、 関係医療機関

(5) 遺族への支援

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
【自死遺族への情報周知】 各種相談先の情報や相談会の開催等、自殺対策の関連情報を、市のホームページや広報紙等に掲載することで、自死遺族への情報周知に努めます。	健康長寿課	

<評価指標>

評価項目	令和4年度 (現状値)	令和11年度 (目標値)	目標値の考え方
弁護士による無料困りごと相談会の相談者数	56人/年	50人以上/年	現状維持
弁護士による困りごと相談後のアンケートにて「役立った」「まあまあ役立った」と答えた人の割合	92.8%	90%	//
乳幼児全戸訪問(こんにちは赤ちゃん訪問)事業の実施率	100%	100%	//



児童生徒が命の大切さを実感できる教育だけでなく、命の危機に直面したとき、「誰にどうやって助けを求めればよいか」具体的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しい時は、助けを求めてもよいということを知る教育（SOSの出し方教育）を行うことにより、問題に対処する能力を身に付けることができるように支援します。

<主な取組>

(1) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
【SOSの出し方教育の実施】 児童生徒が悩みや問題を抱え、生きることにつらい気持ちを抱いてしまうような危機的な状況に陥ったときに、誰にどうやって助けを求めればいいのかを具体的に実践的に学ぶSOSの出し方に関する教育を実施します。	子育て応援課 教育総務課	市内小・中学校、 PTA
【相談員配置事業】 不登校やいじめの問題に対応するため、「子どもと親の相談員」「心の相談員」を配置し、児童生徒の学級の居場所づくりや学校への復帰を支援するとともに、児童生徒や保護者が相談しやすい体制づくりを進めます。	教育総務課	
【教職員やその他の学校関係者への啓発】 教職員研修会において、生きる支援（自殺対策）に関する内容や「SOSの出し方に関する教育」を研修テーマに盛り込み、SOSの受け皿としての教職員の役割についての理解の促進に努めます。また、SOSに対する気づきの向上に向けた自殺対策に関する研修への受講を促します。	教育総務課	
【学校生活アンケート調査】 客観的指標として調査結果を活用することにより、児童生徒のメンタルヘルスの状態や、学級の状況等を把握するとともに、必要時には適切な支援につなぎます。	教育総務課	

<評価指標>

評価項目	令和4年度 (現状値)	令和11年度 (目標値)	目標値の考え方
SOSの出し方に関する教育の実施校の割合（小・中学校）	小学校66% 中学校100%	小学校100% 中学校100%	全校実施

国の自殺総合対策推進センターが作成した、2022年の本市の自殺実態プロフィールでは、「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」に係る3つの取組が重要課題とされています。

重点施策

1

高齢者への対策



<主な取組>

(1) 包括的な支援のための連携推進

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
【地域包括支援センターの運営】 総合相談業務や地域ケア会議を通して、高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い人について情報共有を行うほか、高齢者向け施策を展開する関係者間で自殺対策を意識した連携強化につなぎます。	健康長寿課 (地域包括支援センター)	介護サービス関係者、 医療・福祉サービス 関係者
【高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会】(再掲) ネットワーク運営委員会において高齢者の自殺実態や課題、虐待や介護と自殺との関係性等について情報共有を行い、関係者間による取組の推進を図ります。	健康長寿課 (地域包括支援センター)	介護サービス関係者、 医療・福祉サービス 関係者、警察署員、 民生児童委員
【福祉座談会】(再掲) 自治会や民生児童委員・福祉団体・地域住民等が密接な連携を図り、各地域で座談会を開催することで地域課題の早期発見や、問題を抱えている高齢者について情報共有を行います。	健康長寿課 (潟上市社会福祉協議会)	

(2) 高齢者の健康不安に対する支援

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
<p>【相談業務】 介護保険料等の相談に応じ、潜在的な自殺リスクの高い人を適切な相談窓口につなぎます。また、3地区に設置している在宅介護支援センターも活用し、相談窓口の広域化を図ります。</p>	健康長寿課	
<p>【介護予防・日常生活支援総合事業】 介護に関する相談を通して、高齢者の心身の状態に合わせた多様な生活支援サービスを提供し、地域で自立した生活を続けられるよう支援します。</p>	健康長寿課 (地域包括支援センター)	
<p>【高齢者心配事相談所事業】(再掲) 高齢者の相談窓口を設けることで、相談をきっかけに問題や課題を把握し、必要な支援策や適切な専門機関につなぎます。</p>	健康長寿課 (潟上市社会福祉協議会)	

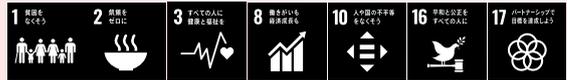
(3) 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
【生活支援体制整備事業】 高齢者の日常生活を充実させるため、「生活支援コーディネーター」を配置し、地域資源の開発やボランティア等の生活支援の担い手を養成することで、対象者の課題の早期発見等につなぎます。	健康長寿課 (潟上市社会福祉協議会)	介護サービス関係者、 医療・福祉 サービス関係者
【認知症サポーター養成講座】 地域や職域において認知症サポーターを養成し、認知症の人や家族などの介護者を支援する地域づくりを推進します。	健康長寿課 (地域包括支援センター)	介護サービス関係者、 医療・福祉 サービス関係者、 市内一般企業職員等
【一般介護予防事業】 介護予防学習会や対症別の教室を通して、定期的に外出する機会の提供と他者との関わりを促し、参加者に異変等が確認された際は早期に対応し、支援します。	健康長寿課 (地域包括支援センター)	
【食の自立支援事業（配食サービス）】 一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯を対象に、食事の調理が困難な場合、栄養バランスのとれた食事を配達するとともに、見守りにも努めます。	健康長寿課 (地域包括支援センター)	
【老人クラブ活動支援事業】 生きがい対策として、より充実した活動を実施できるよう助成金等で支援します。	健康長寿課	老人クラブ
【見守りネットワーク事業】（再掲） 支援を必要とする高齢者が地域で安心して生活できるよう、関係機関の連携強化を図り、問題の早期発見に努めます。	健康長寿課 (潟上市社会福祉協議会)	
【緊急通報体制整備事業】 一人暮らしや高齢者のみ世帯等に設置し、相談機能もあることから緊急時に対する安心感につなぎます。	健康長寿課	
【民生児童委員による訪問・相談活動】（再掲） 地域を見守るとともに地域住民の身近な相談相手として、適切な専門機関につなぎます。	社会福祉課	民生児童委員
【ハッピーネットによるお茶っこサロン】（再掲） 高齢者の閉じこもり予防のため、誰でも気軽に参加できるサロンを開催します。	健康長寿課	潟上市自殺予防 推進連絡会 (ハッピーネット)

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
【高齢者学級】 60歳以上高齢者を対象に音楽、軽スポーツ、芸能鑑賞、市外研修など様々な体験を通して仲間づくりの場を提供します。	文化スポーツ課 (公民館)	
【ふれあい交流会】 一人暮らしのお年寄りが交流し、親睦を深め日々の悩みや、不安の軽減を図ります。	健康長寿課 (潟上市社会福祉協議会)	

(4) 介護者（支援者）への支援

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
【家族介護者教室】 介護者が集まり、介護等に関する知識を学ぶことで介護者への支援を行います。	健康長寿課 (各在宅介護支援センター)	
【家族介護者交流事業】 介護者同士が介護にまつわる悩みや問題について、自由に話したり相談したりできるよう、介護者同士の交流会を開催します。	健康長寿課 (潟上市社会福祉協議会)	



<主な取組>

(1) 多分野多機関のネットワークの構築と相談支援

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
【生活困窮者自立相談支援事業】 相談内容に応じて、必要と思われる各種サービス等の紹介や各関係機関への紹介、ハローワーク等における就労活動支援など、個々の相談内容に応じた支援をします。	社会福祉課	ハローワーク等
【弁護士による困りごと相談会】（再掲） 経済問題や生活・家庭問題などの相談に対し、専門的な知識を持つ弁護士が相談を実施することで、問題解決への糸口になるよう支援します。	健康長寿課	秋田弁護士会
【消費生活問題対策事業】（再掲） 消費生活センターを開設し、相談員を配置することにより、市民が抱えている消費者トラブル等の不安や悩みを早期に解決し、安心した生活を送れるよう支援するとともに、そうしたトラブルを未然に防ぐため、あらゆる機会を活用し情報提供を行います。	地域づくり課	国民生活センター、 秋田県生活センター、 秋田県、警察等

(2) 生活困窮を抱えたハイリスク者に対する個別支援

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
<p>【自立相談支援事業】 生活困窮者相談支援員が相談を受けて、個々の状況を分析し、必要と思われるサービスや各関係機関等への紹介、必要な情報の提供及び助言を行います。自立した生活に向けて就労を希望される方には、就労支援員がハローワーク等における就労活動への支援を行います。支援の申込みがあった場合には、自立支援計画（支援プラン）の作成により、自立した生活が可能になるまで伴走型による支援をします。</p>	社会福祉課	ハローワーク等
<p>【生活保護に関する事務】 生活が困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を支援します。</p>	社会福祉課	
<p>【住居確保給付金】 離職等により、住居を喪失するおそれがあり、給付要件に該当する方に、住居確保給付金を支給することで、安心して就労活動に励むことができるよう支援します。</p>	社会福祉課	
<p>【家計改善支援事業】 家計管理が要因で生活困窮に陥らないように、必要な情報の提供や節約に関する支援を行い、家計管理の力を高め問題が解決できるよう支援をします。</p>	社会福祉課	
<p>【フードドライブ事業】 食べることに困っている方に、「フードバンクあきた」と連携し、食料等の提供を支援します。</p>	社会福祉課	フードバンクあきた
<p>【就学援助に関する事務】 経済的な理由から就学が困難な児童生徒に対して、給食費・学用品費等を補助することにより、生活に困窮している世帯の児童生徒の就学を支援します。</p>	教育総務課	
<p>【子どもの学習支援事業等】 子どもの貧困が世代を超えて連鎖することのないように、高校受験期及び高校進学後における居場所と教育の機会を提供し、子どもの悩みや不安に対する心のケアを図りながら、高校進学及び中途退学防止のための支援をします。</p>	社会福祉課	



<主な取組>

(1) 勤務問題の理解を深め、相談先についての周知を進める

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
【ワーク・ライフ・バランスの推進】(再掲) 事業所が職場のメンタルヘルス向上に積極的に取り組めるよう、ワーク・ライフ・バランスについて企業懇話会の機会を捉えて普及啓発に取り組みます。	企画政策課	
【漏上市企業懇話会における相談先等の普及啓発】(再掲) 総会等において、企業の経営者へ各種リーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ります。	商工観光振興課	商工会等
【弁護士による困りごと相談会】(再掲) 経済問題や生活・家庭問題などの相談に対し、専門的な知識を持つ弁護士が相談を実施することで、問題解決への糸口になるよう支援します。	健康長寿課	秋田弁護士会

3 生きる支援関連施策

以下の事業については、自殺対策の視点からの事業の捉え方を踏まえ、本計画の基本施策及び重点施策の項目に関連する、生きる支援関連施策として分類しています。この事業の他にも数多くの業務があり、あらゆる機会に住民に対する啓発と周知を図ります。

生きる支援関連施策一覧

基本施策	重点施策
1. 地域における連携・ネットワークの強化 2. 自殺対策を支える人材の育成 3. 市民への啓発と周知 4. 生きることの促進要因への支援 5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	1. 高齢者への対策 2. 生活困窮者への対策 3. 勤務・経営に関する対策

番号	担当課	事業名	自殺対策の視点を加えた事業内容	ネットワーク強化	人材育成	市民への啓発と周知	生きる支援	児童生徒のSOS	高齢者	生活困窮者	勤務・経営
1	健康長寿課	軽度生活援助事業	雪かきや草取り支援を行い、閉じこもりがちになるリスクを下げること自殺リスクの軽減につながります。	●		●	●		●		
2	健康長寿課 (潟上市社会福祉協議会)	家族介護用品支給事業	要介護度の高い高齢者を在宅で介護している家族に対して、介護用品を現物支給することで経済的負担の軽減を図り、精神的負担の軽減に努めます。	●		●	●		●		
3	健康長寿課 社会福祉課	精神保健 (精神障がい者の早期発見・早期治療・社会復帰促進)	精神障がいを抱える方とその家族は、地域において様々な困難や課題に直面することが多いため、早期から支援する体制を整えることで、自殺リスクの軽減に努めます。	●			●			●	●

番号	担当課	事業名	自殺対策の視点を 加えた事業内容	ネット ワーク 強化	人材 育成	市民 への 啓発 と 周知	生 き る 支 援	児 童 生 徒 の S O S	高 齢 者	生 活 困 窮 者	勤 務 ・ 経 営
4	健康 長寿課 社会 福祉課	精神保健 (アルコール 連絡会)	アルコール問題を抱える方とその家族は、自殺のリスクが一般的に高いため、情報収集を速やかに行い関係機関が連携して支援することにより、自殺リスクの軽減につながります。	●			●				
5	健康 長寿課 社会 福祉課	精神保健 (困難事例対応 精神障がい者 と家族への個 別支援の充実)	精神障がいを抱える方とその家族の中でも、特に対応が困難な家庭は自殺リスクが高いと思われるため、個別支援を充実し、自殺防止に向けた取組ができるように努めます。	●			●				
6	子育て 応援課	母子生活 支援施設への 入所措置	18歳未満の子どもを養育している母子家庭等が、生活上の様々な問題のため子どもを十分に養育できないときに、生活の場となる母子生活支援施設へ入所措置をします。これにより生活の場を確保するとともに支援員等による母子の見守り支援を行います。	●			●				
7	子育て 応援課	母子・父子 自立支援員の 設置	母子・父子・寡婦家庭の実態把握と相談及び自立に必要な指導、求職活動に対する支援等を行います。	●			●				
8	子育て 応援課	ひとり親家庭 等日常生活 支援事業	ひとり親家庭等で、疾病などの事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合または生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣することで、ひとり親家庭の精神的負担の軽減を図ります。	●			●			●	
9	子育て 応援課	母子家庭等 自立支援 給付金	ひとり親家庭の主体的な能力開発の取組を支援するための給付事業で、ひとり親家庭等の経済的安定を図ります。	●			●			●	

番号	担当課	事業名	自殺対策の視点を加えた事業内容	ネットワーク強化	人材育成	市民への啓発と周知	生きる支援	児童生徒のSOS	高齢者	生活困窮者	勤務・経営
10	社会福祉課	障害福祉計画策定・管理事業	障害者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業のさらなる連携を図ります。	●	●	●	●		●	●	
11	社会福祉課	特別障害者・障害児福祉手当支給事務	手当の支給に際し、当事者や家族等からの聞き取りの機会を活用し、経済的困窮の状態やその他問題の早期発見・早期対応を図ります。	●			●			●	
12	社会福祉課	障がい児相談支援に関する事務	障がい児を抱えた保護者の相談を受けることで、保護者に過度な負担が掛かるのを防ぎ、保護者の精神的負担を軽減し、自殺予防に努めます。	●			●				
13	社会福祉課	障害者総合支援法に関する事務	障がい者が必要なサービスを適切に利用し、地域の中で安心して生活ができるよう、障がい者とその家族を支援します。	●		●	●			●	●
14	社会福祉課	障害児地域療育等支援事業	発達に支援が必要な子どもたちの早期発見・早期療育に努め、関係機関との連携のもと、成長に応じた指導・訓練のためのサービスの活用により、保護者の精神的・身体的負担の軽減につながります。	●			●				
15	社会福祉課	障害者差別解消推進事業	市の業務全般にわたり障がいを理由とする差別的取扱いの解消を推進します。	●			●				
16	社会福祉課	障害者虐待防止センター	虐待の早期発見・早期対応により、障がい者の安全を確保し、必要に応じて県や警察、相談支援事業所等関係機関との連携により、障がい者等の自殺リスクの軽減につながります。	●		●	●				

番号	担当課	事業名	自殺対策の視点を加えた事業内容	ネットワーク強化	人材育成	市民への啓発と周知	生きたる支援	児童生徒のSOS	高齢者	生活困窮者	勤務・経営
17	社会福祉課	障害者相談員による相談業務(身体・知的障害者相談員)	障がいを抱えながら地域で生活する方を支援するために、相談員が相談相手となり、障がい者とその家族を支援します。	●	●	●	●				
18	社会福祉課	手話奉仕員養成事業	聴覚障がい者との交流活動や、広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員の養成研修を実施します。様々な問題を抱え、自殺リスクが高まった場合に、適切な支援先につなぐ等、手話奉仕員が気づき役やつなぎ役など聴覚障がい者の身近な存在としての役割を担えるよう支援します。	●	●	●	●				
19	社会福祉課	生活保護各種扶助	保護費支給の機会を通じて受給世帯の生活状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげることで自殺予防を図ります。	●			●			●	
20	子育て応援課	児童扶養手当支給	母子・父子家庭の児童の健全育成のため、児童扶養手当を支給します。手当の支給により経済的支援につながります。	●			●			●	
21	子育て応援課	家庭児童相談員の設置	要保護児童の実態把握や早期発見その他必要な調査を行います。また、家庭における児童養育に係る相談及び指導等を行うことで、課題を抱えた家庭と児童の精神的な安定を図ります。	●		●	●	●			
22	社会福祉課	社会復帰支援	精神障がいを抱えた方は日常生活で様々な困難や課題に直面し、絶えず緊張感が伴いやすいため、支援者や関係機関と連携し、社会復帰に向けて安心した生活を送ることができるよう支援します。	●			●				

番号	担当課	事業名	自殺対策の視点を加えた事業内容	ネットワーク強化	人材育成	市民への啓発と周知	生きる支援	児童生徒のSOS	高齢者	生活困窮者	勤務・経営
23	子育て 応援課	子どもの貧困 対策事業	すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、夢と希望を持って成長していくことができるように「潟上市子どもの貧困対策推進計画」に基づき、子育て世帯を総合的に支援します。	●			●			●	
24	子育て 応援課	母子健康手帳 交付・妊婦 健康相談	本人や家族と面談し、妊娠・出産に伴う悩みや不安の把握に努めます。また、関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。	●		●	●				
25	子育て 応援課	妊産婦・新生 児等訪問指導	自宅への訪問により、妊産婦及び新生児の状況と生活状況の把握に努め、必要に応じて関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。	●		●	●				
26	子育て 応援課	4か月児、 7か月児、 1歳半児、 2歳半児、 3歳半児 健康診査	本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。また、未受診者に対しても状況の把握に努めます。	●		●	●				
27	子育て 応援課	臨床心理士 による発達 相談会	育てにくさを感じる保護者が悩みを軽減できるよう、臨床心理士に相談できる機会を提供します。また、必要に応じて関係機関と連携し支援します。	●		●	●				
28	子育て 応援課	特定・一般 不妊治療及び 不育症治療の 助成事業	不妊に係る悩みや経済的負担は自殺に至る要因にもなり得るため、助成の相談や申請の機会を自殺のリスクが高い層との接触機会として活用し、必要に応じて関係機関と連携し支援します。	●						●	

番号	担当課	事業名	自殺対策の視点を 加えた事業内容	ネット ワーク 強化	人材 育成	市民 への 啓発 と 周知	生 き る 支 援	児 童 生 徒 の S O S	高 齢 者	生 活 困 窮 者	勤 務 ・ 経 営
29	健康 長寿課	窓口・ 電話相談	相談者の中で、自殺リスクが高い者に対して、必要な助言や適切な支援先へつなぐ等の対応を行い自殺リスクの軽減につながるよう支援します。	●		●	●	●	●	●	●
30	子育て 応援課	保育の実施 (公立保育園・ 私立保育園 など)	保護者の子育て相談を実施することで、保護者の抱えている悩みの軽減につながるよう努めます。	●							
31	子育て 応援課	ファミリー・ サポート・ センターの運営	育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人が会員となり、相互援助活動を行う中で、会員が子育てに関連する悩みについて理解し、気づき役としての役割を担えるよう努めます。	●							
32	子育て 応援課	5歳児 相談事業	子どもの発達チェックと保護者面談を行うことで、子どもの発達に課題を感じている保護者に対し適切な支援につなぎます。	●		●					
33	教育 総務課	いじめの防止 等対策事業	いじめを受けている児童生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方教育を推進し、児童生徒の自殺防止に努めます。	●		●	●	●			
34	教育 総務課	道徳教育の 充実	道徳科の授業のほか、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育との関連の中で命を大切にする心情を育てます。				●	●			
35	教育 総務課	魅力ある学校 づくり	児童生徒同士の絆づくりと安心して学校生活を過ごすことのできる居場所づくりを通じて、SOSを出したりSOSに気づいたりしやすい環境をつくりま	●			●	●			

番号	担当課	事業名	自殺対策の視点を加えた事業内容	ネットワーク強化	人材育成	市民への啓発と周知	生きる支援	児童生徒のSOS	高齢者	生活困窮者	勤務・経営
36	文化スポーツ課	地域学校協働活動事業	地域コーディネーターが地域と学校をつなぎ、児童生徒と地域の方との交流を通じて人間関係の暖かさに触れ、自己肯定感などを味わうことで自殺予防対策の基盤づくりに努めます。	●			●	●			
37	教育総務課	教職員サービス関係事務	教職員の過労や長時間労働が問題となる中で労働時間を客観的に把握し、必要な場合には適切な支援につなげる等の対応をとること等について理解を深めることで、教職員への支援の意識醸成につなぎます。	●		●					
38	教育総務課	学校職員ストレスチェック事業	ストレスチェックの結果を活用することで、児童生徒の支援者である教職員に対する支援の強化を図ります。	●			●				
39	教育総務課	就学に関する事務	関係機関との連携により、特別な支援を要する児童生徒の学習・生活上の改善を図ります。また、児童生徒及び保護者の相談に応じることにより、保護者の負担感の軽減に努めます。	●			●				
40	教育総務課	奨学金に関する事務	奨学金に関する相談を受けた際に、家庭状況やその他の問題の聞き取りを行うことで自殺リスクの早期発見と対応に努めます。	●			●			●	
41	都市建設課	市営住宅事務	低収入や生活困窮などの問題を抱えている市営住宅入居者や入居希望者と接した際、自殺のリスクが潜在的に高いと判断される場合、他機関へつなぐなどの対応をとります。	●			●			●	

番号	担当課	事業名	自殺対策の視点を 加えた事業内容	ネットワーク強化	人材育成	市民への啓発と周知	生きる支援	児童生徒のSOS	高齢者	生活困窮者	勤務・経営
42	上下 水道課	住民への相談 事業	窓口では、生活面等で深刻な問題を抱えていたり、困窮の状況にあたりすることから、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ります。	●			●			●	
43	上下 水道課	水道料金徴収 業務	水道使用料を滞納している人への督促業務において、様々な生活面での困窮に陥っている場合は、他機関へつなぐ対応をとります。	●			●			●	

第 5 章

自殺対策の 推進体制等

1 推進体制

2 進行管理（PDCA サイクル）



自殺対策は、市民をはじめ、家庭や学校、職域、地域など社会全般に関係しており、総合的な対策を講じるためには、多分野の関係者の連携と協力のもと、効果的な施策を推進していく必要があります。

(1) 潟上市自殺対策計画検討委員会の役割

医療・福祉・教育・経済労働の関係機関及び民間団体と市関係部局を構成員として、相互の密接な連携を確保し、本市における自殺対策が総合的かつ効率的に推進できるよう努めます。また、自殺対策計画の協議や承認、計画の進捗状況の評価などを行います。

(2) 関係機関や団体等の役割

● 市の役割

市民に身近な存在として、相談窓口の充実と周知、各種のスクリーニングの実施と個別支援の充実、自殺対策計画の策定、実施と検証のP D C Aサイクルの運営など、全庁を挙げて対策の主要な推進役を担います。

● 県の役割

県健康福祉部保健・疾病対策課は、秋田県の地域自殺対策推進センターを兼ねており、専門職員向けの研修会の実施や、市の自殺対策に対する助言などの支援を行います。

また、秋田地域振興局（秋田中央保健所）は、広域圏域の自殺対策の推進役を担い、市の施策と連携・協力しながら、広域市町村の実務者会議の開催や広域的な事業の取組等によって、各市町村の支援を行います。

● 教育関係者の役割

児童生徒の心と体の健康づくりや、生きる力を高めるための教育、自殺予防のための教職員の研修等により、子どもたちの自殺予防の取組を進めます。

● 職域の役割

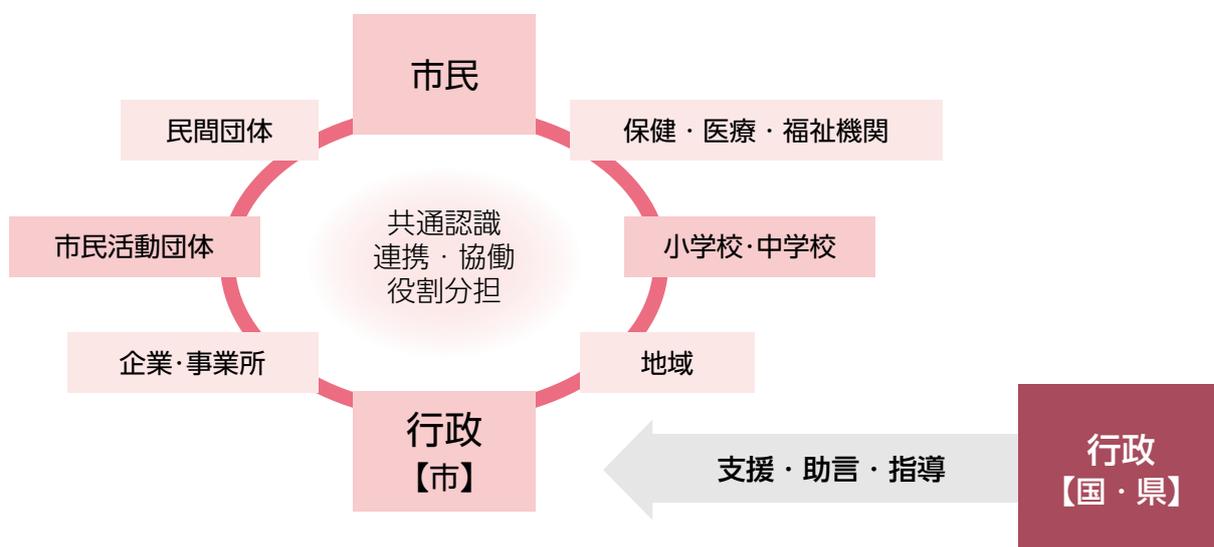
ワーク・ライフ・バランスやメンタルヘルスケアを中心とした健康づくりを進めるなど、企業・事業所の健康経営に努め、働きやすい職場づくりを行うことにより、勤労者の自殺予防に取り組みます。

● 関係団体の役割

自殺対策には、その背景にある複合的な要因への対策が重複する部分が少なくありません。このため、関係団体においては、相互に緊密な情報交換を行いながら、連携した取組を進めます。

● 市民の役割

市民一人ひとりが自殺対策に関心を持ち、理解を深める必要があります。身近な人が悩んでいる場合に、早めに気づき、気になったら「声をかける」「話をよく聴く」「必要な相談先に寄り添いながらつなぐ」ことが大切です。



2

進行管理（PDCA サイクル）

計画期間中は、事業・取組について、PDCAサイクルによる適切な進捗管理を行います。進捗管理では、庁内において、定期的に施策の進行状況を把握・点検・評価し、その状況に応じて事業・取組を適宜改善等していきます。

第 6 章

資料編

1 自殺対策基本法

2 潟上市自殺対策計画検討委員会
委員名簿

3 用語説明



自殺対策基本法

目次

第一章

総則（第一条—第十一条）

第二章

自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章

基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章

自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等**(自殺総合対策大綱)**

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適

切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
 - 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

区 分	所属団体	役 職 名	氏 名
医療保健福祉関係者	男鹿潟上南秋医師会	理事	◎佐々木康雄
	特定医療法人仁政会杉山病院	精神科医師	八木澤 究
	潟上市社会福祉協議会	事務局長	三浦 和也
	潟上市民生児童委員協議会	会長	富浪 哲子
教育関係者	潟上市校長会	会長	菊地 蝶子
各種関係団体等代表者	潟上市商工会	事務局長	安田 幸博
	潟上市自殺予防推進連絡会	会長	○小野 榮
	潟上市老人クラブ 連合会	事務局長	吉田 修一
公募委員			齊藤 美穂
関係行政機関職員	秋田地域振興局福祉環境部	部長	齊藤 裕輔
	男鹿地区消防本部救急課	係長	今津谷 健
	湖東地区消防本部昭和分署	分署長	齊藤 英範

◎委員長 ○副委員長

3

用語説明

○自殺死亡率

人口10万人当たりの自殺者数を指します。

○メンタルヘルスサポーター

心の健康づくりや自殺予防活動の推進のために、うつ病やその対応等について正しい知識の普及と実践活動のあり方を学び、ボランティアとして地域で活動する方のことです。

○心はればれゲートキーパー

身近な人が発する自殺のサイン（異変）に「気づき」、その人に「声かけ」をし、相談機関や医療機関などの必要な支援先へと「つなぐ」役割の担うボランティアです。特別な資格は必要なく、秋田ふきのとう県民運動実行委員会の行う研修など、一定の内容の講義を受講すれば誰でもゲートキーパーとして行動できます。研修修了者には、心はればれゲートキーパー養成講座修了者の証として「秋田県心はればれゲートキーパー」が印字された緑色の腕用リングと、心配な人にメッセージを書いて渡すメッセージカードを配付します。（「秋田県自殺対策計画」より引用）



○性的マイノリティ

性的少数者のことで、同性愛者、両性愛者、トランスジェンダー（性同一性障がい者）などをいいます。

○地域自殺対策推進センター

平成28年4月1日の自殺対策基本法の改正により、「調査研究等の推進・体制の整備」が明記され、各都道府県及び政令市は、管内の市町村等において、地域の状況に応じた自殺対策が総合的かつ効率的に推進されるよう支援するための組織である「地域自殺対策推進センター」を設置することとされました。

同センターは、保健・福祉・医療・労働・教育・警察等関係機関と連携を図りつつ、国の「自殺総合対策推進センター」の支援（政策提案、データ提供、助言等）を受けながら、市町村に適切な助言・指導や情報提供を実施します。また、市町村自殺対策計画の策定支援を行います。

○DV・デートDV

ドメスティックバイオレンスの略語で、配偶者や恋人など親密な関係にある人からの暴力のことです。殴る、蹴るなどの身体的暴力のほか、交友関係を細かく監視する（心理的攻撃）や性行為を強要すること（性的強要）などがあります。

DVのうち、交際相手から受ける暴力のことを、デートDVといいます。

○パワハラ

パワーハラスメントの略語で、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。具体的には、以下のような内容があります。

①身体的な攻撃

暴行・障害

(例) 叩く、殴る、蹴るなどの暴行を受ける。丸めたポスターで頭を叩く。

②精神的な攻撃

脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言

(例) 同僚の目の前で叱責される。他の職員を宛先に含めてメールで罵倒される。必要以上に長時間にわたり、繰り返し執拗に叱る。

③人間関係からの切り離し

隔離・仲間外し・無視

(例) 一人だけ別室に席を移される。強制的に自宅待機を命じられる。送別会に出席させない。

④過大な要求

業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害

(例) 新人で仕事のやり方もわからないのに、他の人の仕事まで押し付けられて、同僚はみんな先に帰ってしまう。

⑤過小な要求

業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと。

(例) 運転手なのに、営業所の草むしりだけを命じられる。事務職なのに倉庫業務だけを命じられる。

⑥個の侵害

私的なことに過度に立ち入ること。

(例) 交際相手について執拗に問われる。家族の悪口を言われる。

○メンタルヘルス

心の健康のことであり、特別な精神疾患を患う人だけに限定されるものではありません。「心が健康である」とは、前向きな気持ちを安定的に保ち、意欲的な姿勢で環境（職場）に適応することができ、いきいきとした生活を送ることができる状態のことです。

○ワーク・ライフ・バランス

「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のことです。

OSDGs

SDGs（エス・ディー・ジーズ=持続可能な開発目標）は、平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標です。17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残されない」社会の実現を目指しています。

「潟上市自殺対策計画」を推進していくことが、自殺対策のみならず、SDGsの達成の上でも重要といえます。



潟上市自殺対策計画 第2期

令和6年3月発行

発行 潟上市福祉保健部健康長寿課健康づくり班

〒010-0201 秋田県潟上市天王字棒沼台 226 番地 1

TEL 018-853-5315 FAX 018-853-5233

E-Mail kenkoushidou@city.katagami.lg.jp



瀧上市
Katagami City